歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託

実施設計図書

令和７年３月

株式会社トータルメディア開発研究所

図面番号	図面名称		図面番号	図面名称		図面番号	図面名称	
	■ 共通図			■グラフィック図				
01	業務概要		G 01	グラフィック配置図	展示室A			
02	特記仕様書1		02	グラフィック配置図	展示室B,C			
03	特記仕様書2		03	グラフィック仕様詳細	展示室A			
04	特記仕様書3		04	グラフィック仕様詳細	展示室A			
05	特記仕様書4		05	グラフィック仕様詳細	展示室B			
06	特記仕様書5		06	グラフィック仕様詳細	展示室C			
07	特記仕様書6		07	グラフィック仕様詳細	展示室A,B,C キャプション			
08	建築・展示工事区分表							
09	概略工程表			■映像・音響設備図				
10	イメージパース	展示室A(1)	AV 01	映像音響設備配置図				
11	イメージパース	展示室A(2)	02	システム系統図				
12	イメージパース	展示室B						
13	イメージパース	展示室C		■コンテンツ図				
14	展示構成表	展示室A	AVS 01	マッピングシナリオストーリー				
15	展示構成表	展示室B,C	02	マッピングシナリオストーリー				
			03	マッピングシナリオストーリー				
	■ 意匠図・展示造作図							
D 01	全体平面図							
02	改修後平面図	展示室A		■電気設備図（展示工事区分）				
03	改修後平面図	展示室B,C	E 01	改修後照明計画図（展示工事）	展示室A			
04	改修後平面図	和室(1),(2)	02	改修後照明計画図（展示工事）	展示室B,C			
05	改修後展開図	展示室A	03	改修後照明器具リスト（展示工事）				
06	改修後展開図	展示室B						
07	改修後展開図	展示室C						
08	展示造作図	展示室A コの字型ブース		■複製品・体験展示物				
09	展示造作図	展示室B 展示ケース	EX 01	複製品・体験展示物配置図				
10	展示造作図	展示室C 展示ケース	02	複製品・体験展示リスト				
11	展示造作図	展示室B,C 展示ケース 断面詳細						
	■展示什器図							
DF 01	展示什器配置図	展示室A						
02	展示什器配置図	展示室B,C						
03	展示什器図	展示室A（1）						
04	展示什器図	展示室A（2）						
05	展示什器図	展示室A（3）						
06	展示什器図	展示室B,C						
07	展示什器図	演示台						
08	展示什器図	演示具						

備 考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図 面 名 称	図面リスト	縮 尺	-	図面番号
			工 事 名 称	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日 付	R7.3	00

歷史資料館移転に伴う展示改修業務委託

共通図

■ 業務概要

業務名称	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託
事業主	門真市
展示設計者	株式会社 トータルメディア開発研究所　　代表取締役　山村健一郎
	本　　社）　〒102-0094　東京都千代田区紀尾井町3-23　文藝春秋新館4階
	TEL　03-3221-5558（大代表）
	西日本事業本部）　〒530-0011　大阪府大阪市北区大深町6-38　グラングリーン大阪北館JAMBASE3階
	TEL　06-6375-1166　　FAX　06-6375-1168
施設名	門真市立市民交流会館　中塚荘
所在地	〒571-0052　門真市月出町11番1号
敷地面積	1,684.11 ㎡
延床面積	1,032.03 ㎡
構造／階数	鉄筋コンクリート造　地上2階
展示面積	1階／玄関ホール　41.75　㎡
	1階／展示室A　98.34　㎡
	1階／和室　45.15　㎡
	1階／展示室B　48.24　㎡
	1階／展示室C　55.30　㎡
	展示面積合計　288.78　㎡
業務期間	令和6年（2024年）8月　～　令和7年（2025年）3月

案内図

※門真市立市民交流会館　中塚荘HPより

備考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	業務概要	縮尺	-	図面番号
			工事名称	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日付	R7.3	01

■業務概要

1. 業務名　歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託
2. 委託者　門真市長　宮本一孝
   〒571-0055 大阪府門真市中町1−1
   担当課:門真市　市民文化部　生涯学習課　歴史資料館
   TEL:06-6908-8840
3. 展示製作設置場所　大阪府門真市月出町１１−1
4. 施設名称　門真市立歴史資料館(仮称)
5. 展示製作種目　1)展示造作　5)演示具　8)映像音響設備
   2)展示什器　6)グラフィック　9)電気設備
   4)模型・造形・レプリカ　7)映像・情報コンテンツ

仕様書の取扱い

1. 共通仕様
   (1)図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(以下、「標仕」という。)による。
   (2)各工事において、他の工事と関連のある事項はそれぞれ特記仕様書、公共標仕(機械設備工事編(令和4年版)、電気設備工事編(令和4年版))による。
   (3)本特記仕様書は公共標仕と組合せて使用するものとし、優先順位は1章1項による。本工事において記載事項に該当する部位がない場合もある。
2. 特記仕様
   (1)特記事項は、・印の付いたものを適用する。
   ・印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
   ※印と・印の付いた場合は、共に適用する。
   (2)特記事項に記載の(　　)内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
   (3)製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また(　)内は製品名を示す。
   (4)G 印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」の特定調達品目を示す。
   (5)製造会社、施工会社の指定については、後欄のメーカーリストに拠るものとし、同等品以上と読み替えることも可能である。
   ただし、その仕様、採用にあたっては、工事監理者の承諾を受けること。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	①適用基準等	・本特記仕様書は、建築物等の新築及び増築にかかる展示工事に適用する。 ・設計図書に規定する事項は、別な定めがある場合を除き、施工者の責任において履行するものとする。 ・設計図書とは以下の(1)から(5)のいずれか、またはその総称をいう。すべての設計図書は、相互に補完するものとする。 ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(6)までの順番のとおりとし、これにより難い場合は1章2項による。 (1)設計変更指示書 (2)質疑回答書 (3)特記仕様書 (4)設計図 (5)公共標仕 (6)上記の図書において適用される規格・基準等の図書
	②疑義	・本工事の設計図書に関する疑義は、工事契約前に、質疑回答書をもって確かめておくこと。(1.1.8) ・設計図書に記載なくとも、外観上、構造上、設備上当然必要と認められるものは、監督員の指示に従い、請負金額の範囲内において施工すること。(1.3.6)
	③監督員	この仕様でいう監督員とは、門真市担当職員又はその代理者とする。 監督員は、仕様書の記載事項に基づき制作管理責任者に対して指示、承諾、検査などを行う。
	④電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。(1.3.3) ・要　・不要　・協議による
	⑤発生材の処理等	※現場説明書による　・構外搬出適切処理(1.3.11)
	⑥材料等	本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマークの表示のない材料及び(1.4.4) その製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。 (1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3)安定的な供給が可能であること (4)法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6)販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、監督員に承諾を受けること。
1 一般共通事項	⑦材料検査等	・本工事に使用する材料のうち、監督員により指示のあるものに関してはその成績表を提出し、又は試験を行い確認を受けなければならない。 なお試験に関する諸経費は、すべて受託者の負担とする。 ・試験の基準は、JIS、JAS、日本建築学会標準仕様書(JASS)とし、これらの規格の制定のないものについては、本仕様書の該当各項目 又は監督員の指示によること。
	⑧化学物質を放散する材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、原則として、厚生労働省が指針値を示す 空気汚染物質13物質を含まない材料を使用すること。
	⑨特別な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
	⑩技能士	・適用する　・適用しない　※可能なものに関しては積極的に適用する。(1.5.2) 適用工事種別 / 技能検定の職 仮設工事 / ・とび 鉄筋工事 / ・鉄筋施工(鉄筋組立作業) 鉄骨工事 / ・とび 石工事 / ・石材施工(石張り施工) タイル工事 / ・タイル張り 木工事 / ・建築大工 金属工事 / ・内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業) 左官工事 / ・左官 塗装工事 / ・塗装(建築塗装作業) 内装工事 / ・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業　・表装(壁装作業)
	11. 化学物質の濃度測定	・竣工引渡し前に、厚生労働省が「室内空気中化学物質濃度の指針値」を示す13物質について(1.5.9) 室内濃度測定を　※行う　・行わない
	⑫完成図等	※作成する　・作成しない(1.7.1～3)(表1.7.1) ※完成図　製本(　)部　及び　電子媒体(DVD-R)　(　1　)部 サイズ　・A1　※A3　・その他(　　)
	⑬完成写真	下記のものを監督員に提出する。 分類・規格 / 撮影箇所数 / 提出部数 / 原板の大きさ(mm) ・カラー / ・監督員の指示による / / ※製本(A4程度) / ・外部(　)内部(　) / ※3 / ※ べた焼 / / / ・電子データ / ・監督員の指示による / ※2 / ※200万画素以上 ・外部(　)内部(　) / / ※300dpi以上
	⑭工事写真	・「営繕工事写真撮影要綱(平成31年度版)」及び「電子納品による要綱・基準」に従う。 ・工事工程報告書の写真について、定点観測による写真撮影を1箇所以上行うこととする。 ・工事写真については、建築工事、電気工事、設備工事共、A4ファイルにて提出する。さらに、写真データをCD−Rにて提出すること。
	⑮定例打合せ会議	・工事の円滑な進行を計るため、工事期間中定期的に各工事責任者を招集し、打合せを行うものとする。 ・受託者は、定例会議議事録をとり、その都度監督員の承諾を得るものとする。 ・本工事の施工にあたり、納まりの関係による変更及び軽微な変更の場合は、受託金額内にて施工する。 ・工事範囲に関して、仕様書に基づき施工図、製作図を監督員に提出し、承諾を受けたうえで施工を実施する。
	⑯関連工事との取合	・施工図等の作成に際し、関連工事との取り合い、納まりなどについて十分に調整する。
	⑰既設部分との取合	・既設建物と今回工事の取合部分、その他で斫りおよび工事の都合などにより破損、損傷させた箇所は今回工事仕上げ及び既設部分仕上げ 同材にて完全に補修すること。
	⑱別途工事	・別途工事についての工事工程並びに納まり等に関して、別途工事業者と密接に連絡し、調整にあたること。
	⑲追加・変更工事	・工事内容に関して、変更事項が発生した場合、変更前後の内容が分かるように図面化し、事前に増減見積書を作成し、提出しなくてはならない。
	⑳検査	・各工事における検査は、監督員と協議のうえ、日程を決定し、実施10日前迄に通知すること。
	21. 火災保険等	・工事目的物及び工事材料等について、次により保険に付す。 保険の種類　※火災保険　※建設工事保険 保険の期間　※工事着手から工事目的物引き渡しまで

1）展示造作

2 仮設工事

①.養生	床及び壁面周りの養生は十分に行い、安全対策に注意すること。
②.表示板	あらかじめ工事監督者と協議する。 (2.3.1)
③.工事用水	構内既存の施設　※ 利用できない　・ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償 ）・監督員との協議による (2.3.1)
④.工事用電力	構内既存の施設　※ 利用できない　・ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償 ）・監督員との協議による (2.3.1)
⑤.障害物の処理	工事上撤去、移設を要する軽微なものは、本工事の範囲とする。
⑥.足場等	足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月策案）」によるものとし、設置については (2.2.4) 「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。

3 鉄骨工事

1. 製作図

・鉄骨の製作にあたっては、あらかじめ、製作図を作成し、工事監理者の検査を受ける。 (7.1.3)

2. 鉄骨の製作工場

・製作工場の加工能力
・工事監理者の承諾する製作工場
・建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を
受けた（株）日本鉄骨評価センター又は（社）全国鐵構工業協会の「鉄骨製作工場の
性能評価基準」に定める「（ Ｍ ）グレード」として国土交通大臣から認定を受けた
工場又は同等以上の能力のある工場。
・入熱、パス間温度の溶接条件
適用箇所　・図示　・柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部
鋼材と溶接材料の組み合わせと溶接条件
※図示　・

3. 施工管理技術者

※適用する　・適用しない (7.1.4)

4. 鋼材

鋼材の材質 (7.2.1)（7.2.10）（表7.2.1）

	種類の記号	使用箇所	規格等
・ 普通鋼	・SS400	大梁・小梁	※JIS規格による
	・SM400A/B/C		※JIS規格による
	・SM490A/B/C		※JIS規格による
	・SN400A/B/C		※JIS規格による
	・SN490B/C	通しﾀﾞｲﾔ、ﾍﾞｰｽﾌﾟﾚｰﾄ	※JIS規格による
・ 耐候性鋼	・SMA400AW/AP/BW/BP/CW/CP		※JIS規格による
	・SMA490AW/AP/BW/BP/CW/CP		※JIS規格による
	・SPA-H/C		※JIS規格による
	・SSC400		※JIS規格による
・ 軽量形鋼	・その他		

・ 鋼 管　・STK400　・STK490　・STKR400　・STKR490　・その他（BCR295）

5. スカラップ

※改良型スカラップ

6. エンドタブ

・ 鋼製エンドタブ
切断する個所（　切断無し　）

7. 高力ボルト

※トルシア形高力ボルト（S10T）　・ JIS形高力ボルト（F10T） (7.2.2)（7.12.4）
・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト（F8T相当）

8. 普通ボルト

※JIS B 1180 並形六角ボルト　SS400、ABR400 (7.2.3)

9. 溶接技能資格者

技量付加試験を　・ 行う　・ 行わない (7.6.3)

10. 溶接部の試験

AOQL　※4.0%　・ 2.5% (7.6.11)
検査水準　※第6水準　・ 図示 (7.6.11)（表7.6.2）

試験の種別	試験箇所	試験箇所
※超音波探傷試験	完全溶込み溶接部	※標仕7.6.11(b)による ・ 図示
・ 放射線試験		
・ マクロ試験		

11. 鋼材表面処理

・表面処理なし
・耐候性鋼錆安定化処理　・ウェザーコート　標準型吹付処理－Ⅰ
・ウェザーコート　標準型吹付処理－Ⅱ
・その他（　）

12. 錆止め塗装

錆止め塗装は、以下による。 (7.8.3)（18.3.2）（18.3.3）（表18.3.1）（表18.3.2）

・ 塗 料：・ F☆☆☆☆かつトルエン、キシレンを含まないものとする。
・外 部　JIS K 5674 鉛・クロムフリーさび止めペイント
・内 部　JIS K 5674 鉛・クロムフリーさび止めペイント
・亜鉛めっき鋼面に必要な場合　JASS 18M-109　変成エポキシ樹脂プライマー
・仕上げ塗装がEP-G塗りの場合　JASS 18M-111　水系さび止めペイント
・施工前に、製品安全データシート（MSDS）等、成分を確認できる資料を提出すること。

・塗 装：　・外部、内部、仕上げ塗装がEP-G塗りの場合
・工場1回、現場1回の2回塗り。但し、組立後塗装
不可能となる部分は、工場2回塗りを原則とする。
・亜鉛めっき鋼面に必要な場合
・鋼製建具等は2回塗りとし、その他は2回塗りとする。

・ 素地ごしらえ：・A種：酸漬け、中和、湯洗いにより除去 (表18.2.2)
・B種：ブラスト法により除去
・C種：ディスクサンダー又はスクレイパー、ワイヤブラシ、
研磨紙P120～220で除去

・ 仕上塗装 ：　・合成樹脂調合ペイント（SOP）　・その他（　）

13. 耐火被覆

(7.9.2～6)

種　別		厚さ(mm)	所要性能	適用構造部位	
・ラス張りモルタル塗り		00	・ 耐火 時間	・独立柱	
・耐火材 吹付け	・乾式吹付けロックウール	25	・ 耐火 時間	・鉄骨柱	・ 鉄骨梁
	・半乾式吹付けロックウール			・	
	・湿式ロックウール	00	・ 耐火 時間	・鉄骨柱	・ 鉄骨梁
・耐火板張り		00	・ 耐火 時間	・軒裏梁	・
・高耐熱ロックウール巻き付け		00	・ 耐火 時間	・鉄骨柱	・ 鉄骨梁

14. アンカーボルトの保持及び埋込み工法

・ 構造用アンカーボルト （※図示　・　）
・ 建方用アンカーボルト （・A種　※B種　・C種） (7.10.3)（表7.10.1）

15. 柱底均しモルタル工法

※A種　・B種 (7.2.9)（7.10.3）（表7.10.2）

無収縮モルタル

混和材	セメント系（酸化カルシウム及びカルシウムサルファルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする。
セメント	JIS R 5210（ポルトランドセメント）による普通または早強ポルトランドセメントとする。
砂	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。
配合比	（各重量比） （セメント＋混和材）：砂＝1：1

1）展示造作

3 鉄骨工事

無収縮モルタルの品質及び試験方法

コンシステンシー	Jロートによる流下時間 練混ぜ完了から3分以内の値は　8±2秒
ブリージング	練り混ぜ2時間後のブリージング率　：　2.0%以下
凝結時間	凝結開始時間　　1時間以上 終結時間　　10時間以内
無収縮性	材齢7日　　収縮しないこと
圧縮強度	材齢3日　　25.0N/mm2　以上 材齢28日　　45.0N/mm2　以上
付着強度	材齢28日　　3.0N/mm2　以上
塩化物量	0.30kg/m3　以下
試験方法	1）　日本道路公団規格（JHS）「無収縮モルタル品質管理試験方法」 312-1992による。 2）　塩化物量は、JIS A 5308「レディミクストコンクリート」 付属書5（規定）「フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」による。

16. 溶融亜鉛めっき工法　　（7.12.3）（表14.2.2）

亜鉛めっきの種別	材　料	適用部位
※A種	最低板厚4.5mm以上の形鋼、鋼板	
・B種	最低板厚3.2mm以上、4.5mm未満の形鋼、鋼板	
・C種	普通ボルト、アンカーボルト 最低板厚2.3mm以上、3.2mm未満の形鋼、鋼板	

素地ごしらえは、JIS H 9124溶融亜鉛めっき作業指針による。

17. 試作品　　・必要　　・不要　　・協議による

4 木工事

1. 一般事項

※ 表面に現れる木材の角は、図示に係わらず全て糸面、3R、5Rなどの面取り処理を施すこと。
・ コーナー見切りや建具廻りなどの面取りや取り合いに関しては、モックアップを作成し、事前に監督員に確認を得ること。
(・) 表面処理用木材保存剤（防腐・防蟻剤）は監督員の承諾するものとする。
※ 原則として、厚生労働省が指針値を示す室内空気中化学物質13成分を含まないものを使用すること。
(※) 使用材料のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。
※ 防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材　適用部位（　　展示工事範囲　　）

2. 木材の品質

※標仕12.2.1による。　　(・) 天然木の品質に関しては、着工後、監督員の指示による。　　（12.2.1）
・ 上小節以上
・ 保存処理木材を適用する箇所（　　）

3. 樹種

※標仕12.2.1による。　　(・) 天然木の品質に関しては、着工後、監督員の指示による。　　（12.2.1）（表12.2.3）

4. 集成材等 G

・代用樹種を適用しない箇所（　　）

品　名	規 格 ・ 品 質	樹　種	使 用 部 位
(※) 集成材	※ 一般材	・たも　(※) なら　・カバ (・) その他（ スプルス　　）	(・) 枠　・見切り (・) その他一般部
・ 一般造作用集成材	※ 1等　・ 2等	・たも　※ なら　・しおじ ・その他（　　）	
・ 一般化粧ばり造作用集成材	※ 1等　・ 2等 ※ 1等　・ 2等		

5. 接着剤

※ 厚生労働省が指針値を示している室内化学物質13物質を含まないものを使用すること。

5 金属加工

1. 一般事項

・本展示製作に使用する材料及び二次製品はJIS規格のあるものを使用する。鋼製品の防錆処理はすべて防錆塗装または亜鉛メッキなどを施すこととする。
・溶接、ろう付けは「建設大臣官房庁営繕部監修建築工事共通仕様書」に準拠する。
・アルミニウムの板、帯板、波型、管棒、線並びに二次製品は、JISの規格に合格したもののうちから要望に応じた各特性の合金を選んで使用する。

2. アンカーボルト

・床止めのアンカーボルトは9m/mボルト以上を使用し、そのピッチは900m/m程度とする。
・天井スラブよりのアンカーボルトは9m/mボルト以上を使用し、吊り下げレベルをターンバックルで調整するものとする。

3. 後打ちアンカー

・後打ちアンカーは、その使用箇所により適切に材料を選び、諸官庁の認定品を使用する。（ケミカルアンカー、ホールイン・アンカー等）
・引き抜き耐力の確認試験を行う。

4. 軽量鉄骨下地

※軽量鉄骨下地は、亜鉛めっき処理を施したものとする。
※壁面開口補強　　小規模な開口補強は、それぞれ使用したスタッドまたはランナーで行う。スペーサーは鋼製でスタッドに固定できるものとし、スタッドと同程度の亜鉛メッキを行ったものとする。開口補強及び補強取付金物は、防錆処理を行ったものとする。

6 塗装

1. 一般事項

※原則として、厚生労働省が指針値を示す室内空気化学物質13成分を含まないものを使用すること。
・日本塗料工業会の標準色見本帳にて指定すること。
・上塗り用の塗料は、原則として指定された色及びつやで製作所にて調合する。
ただし少量の場合は、同一製造業者の塗料を用いて、現場調色とすることができるものとする。
・塗料は開封しないまま工場現場に搬入すること。
・塗料は原則として調合された塗料をそのまま工事現場に搬入すること。
ただし、素地面の粗密吸収性の大小、気温の高低などに応じて塗装に適するように調整できるものとする。
・塗装する周辺床などに汚染、損傷を与えないように注意し、必要に応じてあらかじめ塗装箇所及びその周辺に適切な養生をする。
・仕上げの色合いは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出し、承諾を受けること。
・工場塗装を行ったものは、現場搬入時に損傷が生じた場合は、直ちに補修すること。
・塗装場所の気温が5℃以下、湿度が80%以上、又は換気が十分でない等のため、塗料の乾燥に不適当な場合は原則として塗装してはならない。
塗装を行う場合は、換気を良くし溶剤による中毒を起こさないようにすること。
・着色剤の塗布後、色むらのある場合は、むら直しを行い調色すること。
・作業中並びに作業後は換気を充分に行うこと。
・特記なき場合、F☆☆☆☆とする。

7 塗装

2. 素地ごしらえ

素地ごしらえの種類

塗 装 面	種　別	備　考
木部（不透明塗料塗り）	(※) A種　・ B種	
木部（透明塗料塗り）	・ A種　(※) B種	
鉄鋼面	・ A種　・ B種　(※) C種	DPはB種
亜鉛めっき鋼面	※ A種　※ B種　※ C種	DPはA種、鋼製建具等はB種
モルタル面及びプラスター面	・ A種　(※) B種	
コンクリート面及びALCパネル面	・ A種　(※) B種	
せっこうボード面（継目処理方法）	(※) A種　・ B種	
せっこうボード面（継目処理方法以外）及びその他ボード面	・ A種　(※) B種	

3. 下地合板張り

・原則として、縦張りとする。合板の継目は、パテ埋めの後、均一にならすものとする。

8 内装工事

1. 一般事項

※原則として、厚生労働省が指針値を示す室内空気化学物質13成分を含まないものを使用すること。
・本工事に使用する材料は、JIS規格品とする。ただし、特殊材料はこれに準拠し前もって性能等の確認できる資料を提出し監督員の承諾を受ける。
・本工事に使用する合板は、ゼロホルムアルデヒド合板を使用すること。
・本工事に使用する合板は、図示なき限り、塗装下地の場合はシナ合板、その他はラワン、等級は4級とすること。また、水廻りに使用する合板は、タイプⅠ耐水合板とする。
※使用材料のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。

2. 接着剤

・接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※ノンホルムとする。
※接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。

1）展示造作

8 内装工事

③. ビニル床タイル

ビニル床タイル

設計における名称（符号）	種類の記号	熱溶接工法	厚 さ	グレード
ビニル床タイル	・TT（単層）　・FT（複層） ・KT（コンポジション） ・FOA（置式）　・FOB（薄型置式）	※ 行う	⊙ 3.0	TAJIMA程度

ビニル幅木

設計における名称（符号）	厚 さ	高 さ	
ソフト巾木	※1.5	⊙ 60　※ 図示	

施工

・接着剤のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。

・鋼板下地の場合は、ワイヤブラシを用いて表面のさび、油等の付着物を除去する。さび止め塗料を用いる場合は、床材製作所の指定する材料、仕様とする。

・ビニル床タイル、ビニル床シートの張付け時、湿気の恐れがある場合（下地水分指標8%以上10%未満）はエポキシ樹脂系の耐水用接着剤を用いる。ピッチの細かいくし目ごてを使用し、指定時間経過後入念に圧着する。下地水分指標が10%以上の場合は、施工を行わない。

④. せっこうボード その他ボード及び合板張り

種 類	JISの記号	厚さ、規格等
⊙ せっこうボード	GB-R	⊙ 12.5 （不燃）　⊙ 9.5 （準不燃）　・ 9.5 （不燃）
⊙ けい酸カルシウム板	0.8FK	タイプ2 （無石綿） （ ・ 6　・ 8　・12　・　）
（繊維強化セメント板）	1.0FK	タイプ2 （無石綿） （ ・ 6　・ 8　・12　・　）

・ 合板類、繊維板及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量は、ノンホルムとする。

⑤. 壁紙張り

※安全品質基準RAL規格、ISM規格、SV規格に適合するものを使用すること。

施工箇所	壁紙の種類				防火性能	備 考
	紙	繊維（織物）	プラ（ビニル）	その他		
図示	⊙	・	⊙	・	⊙ 不燃　・ 準不燃　・ 難燃	
	・	⊙	・	・	・ 不燃　⊙ 準不燃　・ 難燃	

・素地ごしらえ

モルタル、プラスター面　※ B種　・ A種

せっこうボード面　※ B種　・ A種

・壁紙のホルムアルデヒドの放散量は、ノンホルムとする。

・下地合板張りは原則として、縦張りとする。パテ埋めの後、均一にならすものとする。

2）展示什器

1 一般展示什器

①. 家具、什器

材料、形状、寸法、仕上等は設計図による。

②. 材料

（1）木質材料

①無垢材は、乾烈、腐れ、虫害等の無いものとする。含水率は、天然乾燥により25%以下にした後、人口乾燥により10%以下とし、殺虫処理完了後、2週間以上室内にて自然放置し、12～13%に安定したものを使用する。

②化粧単板は、表面のしわ延ばしを行い、含水率5%程度に乾燥したものを使用する。厚さはひき板の場合は3mm程度、突板の場合は0.6mm以上とする。

③合板はシナ材またはラワン材とする。特に指定の無い限り厚さ4mm以上で尿素樹脂接着剤を用いてホットプレスしたものとする。

④成形合板の心材は、ぶな材又はラワン材を併用した厚さ1mm程度のつま板とし、含水率5%程度のものを用いる。

⑤積層合板の見え掛り部は、厚さ0.6～3mm程度の指定の化粧単板を用いる。心材はシナ又はラワン合板とし、両面に指定化粧単板を圧縮する。

⑥ランバーコアの心材は良質の杉、桧等と同等材を含水率5%程度まで乾燥したものを用い、両面にシナ、ぶな、又はラワンの厚さ6mm以上の合板を圧縮する。

⑦フラッシュ材の心材は、含水率5%程度まで乾燥した良質の杉、桧それらの同等品又はラワン、マホガニー等を用いる。枠組みは、取り付けた金物の位置等を確認し桟の間隔は、甲板類は心々100mm以内、他は200mm以内とする。特に指定した甲板類は厚さ9mm以上、その他は4mm以上の合板を両面に圧縮して、たいこ組とする。

⑧ハニカムコア、ロールコアを使用する場合は、殺虫、防腐加工とする。

⑨ホルムアルデヒドの放散量

※家具等に使用する合板、集成材、単板積層材、パーティクルボード及びMDF等はF☆☆☆☆とする。

(2)その他の材料

①布地、フェルト類、ビニルレザー類は、指定した材料の傷、織むら、色むら等を点検し、不良品を除く。

②皮革類、大理石類等は見本を取り寄せ、品質、色むら、傷等を点検し、設計者の確認及び監理者の承認を受ける。

③大理石、花こう石等を天板とする場合、真物（1枚物）寸法を考慮し、ジョイントのでる納まりとなる時は、表面を保護塗料にて塗布する。

④藤、皮紐の編み方は、見本を取り寄せ、強度、仕上げ等について設計者の確認及び監理者の承認を受ける。

⑤アクリル樹脂板、その他プラスチック板及びガラス類は指定のものを用い、見え掛り又は擦れる部分の木口は研磨とする。

1 一般展示什器

③. 工法

（1）接着剤は、原則としてJIS K 6804(酢酸ビニル樹脂エマルジョン木材接着剤)とする。
その他の接着剤のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。

（2）ほぞ、ほぞ穴には、接着剤を塗布し、深さは材厚の2/3程度とする。

（3）だぼ接合に用いる場合は、必要な箇所には木ねじを用い、釘を使用しない。

（4）白熱灯又は蛍光灯等を組み込む場合は、使用する部品の見本を取り寄せ、設計者の確認及び監督員の承認を受ける。また、必要に応じて空気孔を設ける。その開口要領については、製造者側に確認する。

（5）塗装を行う場合は、甲板類は2液形ポリウレタン樹脂塗装とし、その他はクリアラッカーとする。ポリウレタン樹脂塗装を行う場合は、無黄変タイプを使用する。

（6）紫外線吸収剤の適用　・ あり⊙　・ なし

（7）壁付きの場合は、下地補強までを製作図に明記して、設計者の確認及び監理者の承認を受ける。

（8）家具の転倒防止対策を確認する。

④. ガラス加工

（1）一般事項

・硝子の切断面は磨き加工とし整形する。硝子の取付の際し、硝子の下部に硬質ゴムなどのクッション材を置き、またシリコンコーキングを施す前にガラスの左右に発砲ポリスチレン材などのバックアップ材を用いる。

・板硝子の品種、板厚寸法、使用場所は図面及び仕様書による。

・取扱いは吸盤を使用、充分慎重に行い、特に硝子縁部に損傷を与えぬように注意すること。

（2）硝子及びフィルム（飛散防止シート）の品種及び規格等

⊙ フロート板ガラス　JIS　R3202　　・ 高透過低反射合わせガラス　JIS　R3205

・ 強化ガラス　JIS　R3206　　・ 高透過ガラス　JIS　R3202

⊙ ガラスフィルム　JIS　A5759　　・ 低反射ガラス　JIS　A5759

（3）硝子取付シール材の分類

・金属製硝子サッシュ接着用：　シリコン2液性(防カビタイプ)　B種(低モジュラス)

・硝子と硝子の接着用：　シリコン系シーリング1液性(防カビタイプ)　A種(高モジュラス)

（4）養生・清掃

硝子取付後は破損、汚染などの防止のため、貼紙などで目印を施し、破損を生じた場合は直ちに取替え、又汚染した時は完全に取り去り、磨き粉の後を残さぬように磨くこと。

2 展示ケース

1. 一般事項

・ケースのエアタイト（密閉性）性能の定義は下記の内容とする。

1）エアタイトケース　　空気交換率　0.3回／日以下の密閉性能を有したケースをいう。

2）ノンエアタイトケース　　密閉性について、特に配慮されていないケースをいう。ただし虫やホコリ等の進入を防ぐことは配慮する。

・エアタイトケース、セミエアタイトケースについては、調湿材（カセットタイプの場合、1個／1㎥当たり）により、恒湿を保つこと。

・調湿材の湿度設定は、ケース内部に展示される資料によって設定すること。またその決定については、監督員と協議により行う。

一般的には、紙質資料、木製品、漆器等（55%）、金属器（45%）、陶器、土器などは特に湿度の設定はないが、45%程度を目安とする。

2. エアタイトケース

a. 構造・仕様

1）下地は鋼材を使用し、アクリル樹脂焼付塗装を施す。床、壁部の鋼材に0.8m/mの鋼板を貼り、目地はアルミテープ貼りとし気密性を確保する。

2）床、壁部の鋼板の上に厚さ12m/mのF☆☆☆☆合板を2重張りとし、パネル等を掲示するピン打ちが可能な仕様とする。

3）ケース内の壁クロスは、美術館・博物館仕様の布クロスF☆☆☆☆（不燃）とし、中性・アンモニア吸着性能についても配慮する。
ただし、ケース内の壁にパネルや土器を演示できるシステムパネル等にする場合は、上記の仕様にはこだわらない。ただしF☆☆☆☆仕様とする。

4）ケースの内の床については図面に特記なき限り、上記3）と同様。

5）ガラスの突合せ部分は、シリコンパッキンなどにより密閉性を確保すること。かつスムーズに開閉できるよう製作すること。

6）ケースの外装は特記なき限り、鋼板にアクリル樹脂焼付けを基本とする。

b. 照明

1）照明ボックスはケース内に照明器具の熱の影響がないよう配慮すること。またガラスにはケース内面側に飛散防止フィルムを貼ること。

2）照明調整、電球交換を容易に出きる機構について配慮すること。

3）照明器具は紫外線の放出がなく、演色性の高い器具を選定し、また省エネについても配慮すること。※演色評価数（Ra90～97）

4）照明器具の色温度については、監督員と協議し、決定すること。一般的には電球色（3000k）～白色（4500k）の範囲を推奨。

5）調光の有無については、監督員と協議の上決定する。
なお文化庁の推奨値は下記の通りである（重要文化財を展示する場合）。

油 絵	300lx
日本画・水彩	150lx
版 画	100lx
染 色	100lx
その他	200lx

6）ケース内の照度測定を行い、ほぼ照度分布図通りであることを確認すること。

2）展示什器

2 展示ケース	2. エアタイトケース	c. ケースの性能・環境 1）監督員から指示がある場合は、代表的なケースについてエアタイトの空気交換率について検査し、報告書を提出すること。 2)必要に応じて、ケースの納品後、ケース内外のパッシブモニター試験を実施し、報告書を提出すること。なお基準濃度は下記の通り。 ・アンモニア　30ppb以下（インジケータ設置4日後、完全変色していなければ基準濃度の　30ppb以下と判定。 ・有機酸　170ppb以下（インジケータ設置4日後、完全変色していなければ基準濃度の　170ppb以下と判定。
3 その他	(1) ピクチャーレール	材　種　(※) アルミニウム製　・ ステンレス製　・ その他（天井埋込、壁埋込） フック　(※) ステンレス製（@350）　・ワイヤフック（@1050）
	(3) 館内案内板	材　種　(※) 木製　・ステンレス製 (○)　・ アルミ製　・ アクリル製 文字形式　※ 彫込文字　・ 書き文字 (○)　・ 張り文字　・ 抜き文字 文字材質　※ 地と同質　・ シルクスクリーンエナメル　・ 高品質セラミック ・ 塩ビ製樹脂コーティングフィルム　・ その他（ UV印刷 ）
	(4) モニタ フェイスカバー	材　種　※ 図示　・ SUS製　・ ST製　・ 木製 形　状　※ 図示 仕　様　※ 図示

3）骨格標本

1 骨格標本	1. 適用範囲	本章では、既存組み直し、及び新規製作する骨格標本について適用する。
	2. 一般事項	・骨格標本製作協力会社は、本設計に相応しい技術力を持った会社とすること。 ・対象となる資料の取り扱いについては充分に注意し、製作に際して資料を損傷することのないように取り扱いに注意すること。
	3. 監修	専門家による監修 (・) 専門家の監修を受ける（(・) 有償　・ 無償　・ 監督員と協議 ） ・ 専門家の監修を受けない。 支給を受けたものおよび借用した各種製作資料は、その受取り、返却履歴を記録管理する。
	4. 骨格標本製作	・製作参考資料等の入手における関連協力機関、協力者との交渉は監督員が行う。受託者がこれを行う際に公的文書が必要な場合は、監督員と協議する。 ・骨格標本の姿勢は、監督員の指示及び専門家の監修を受けて決定し、監督員の承諾を受ける。 ・現場搬入前に監督員立ち合いの工場検査を行う。 ・現場設置の際は、施工計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。

4）模型・造形・レプリカ

1 模型・造形・レプリカ	(1) 適用範囲	本章は、下記模型造形製作と美術的・工芸的な作品製作に適用する。 ・対象とする物体、シーンを実物大、縮小、拡大し立体的に表現する模型、ジオラマ、パノラマ ・1次立体標本資料（地層剥ぎ取り、植物乾燥標本、封入標本、はく製等） ・2次標本資料（立体物の型取り模型(レプリカ)、計測模造、復元模造、平面の複製等）
	(2) 一般事項	・設計図書の模型造形物は各コーナー内での模型造形物製作の基準を示したものである。 ・製作では監督員の指示に従いながら、各アイテム毎の製作図の作成または試作模型を製作し、委託者の承諾を受ける。 ・製作にあたっては、監督員の指示に従って対象となる資料の事前調査を綿密に行い、資料の形態、材質、保存状態などに合わせ、最もふさわしい製作方法、材料などを検討して製作計画を作成し監督員の承諾を得たうえで製作すること。 ・模型製作協力会社は、本設計に相応しい技術力を持った会社とすること。 ・資料の所有者・保管者などの許可が必要な場合、交渉、確認は監督員が行うものとする。 ・対象となる資料の取り扱いについては充分に注意し、製作に際して資料を損傷することのないように取り扱いに注意すること。
	(3) 表現要素	模型造形の表現要素 ※ 図示　・ 展示意図をもとに情報構成し、監督員の承諾を受ける。
	(4) 監修	専門家による監修 (・) 専門家の監修を受ける（ ・ 有償　・ (無償)　・ 監督員と協議 ） ・ 専門家の監修を受けない。 支給を受けたものおよび借用した各種製作資料は、その受取り、返却履歴を記録管理する。
1 模型・造形・レプリカ	(5) 模型・造形製作	・製作資料の入手における関連協力機関、協力者との交渉は監督員が行う。受託者がこれを行う際に公的文書が必要な場合は、監督員と協議する。 ・必要に応じ監督員の立ち合いで、対象物のある現地にて表現要素、現地作業条件等の製作関連事項の確認を行う。 ・製作物の目的により、精度、質感等の表現に適した材料、手法を選択し製作する。 ・模型造形製作は、施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 ・現場搬入前に監督員立ち合いの工場検査を行う。 ・取付は設置部の変形、振動、温度収縮に対して破損、脱落、落下などの無いよう支持力のある下地に堅固に取り付ける。 ・人が触れる場所に設置する場合は、寄りかかりや座りなど充分に耐えうる強度を有し、不慮の衝突などの安全性に配慮する。
	(6) サンプル製作	模型・造形・レプリカの仕上がり精度、質感、色柄を確認する。 模型サンプル製作　・行わない　※行う　・ 必要に応じる　サンプル製作品（　　）
	(7) 品質	a. ジオラマ ※以下の資料を参考にしながら監督員・監修員の指示に従い製作する。 ・（　　） b. 再現模型 ※設計図書及び以下の資料、事例、材料を参考にしながら監督員・監修員の指示に従い製作する。 ・（　　） C. レプリカ ・(実物資料の画像等　　)と同等以上の品質を備えるものとする。

5）演示具

1 演示具	(1) 一般事項	・演示具とは、各種展示資料（実物、レプリカ、模造等）を演出するための支持具および展示台を示す。 ・受託者が演示を行う資料については、監督員との協議のうえ、決定する。 ・監督員の立ち会い、指示により展示物を計測の上、製作図を作成し承認を得た上、製作に着手する。
	(2) 材料	・展示物の保護に適した材料を選定する。
	(3) 製作	・展示資料の設置に伴い、ぐらつき及び転倒のないように資料を固定しなければならない。また固定作業の際に資料が損傷することがないよう慎重に作業を行うこと。
	(4) その他	・破損、盗難の危険のある展示物については、アクリル等にてカバーする等、適切な保護処置を施す。

6）グラフィック

1 グラフィック製作	(1) 適用範囲	本章は、文章、写真、図表（他、グラフを含む）、イラストレーション、QRコードなどでの情報で構成する主題や項目の解説、イメージ演出表示について適用する。
	(2) 一般事項	設計図書のグラフィック図は各グラフィックのサイズ、仕様、及び表現手法を示したものである。 製作では解説原稿、図表、イラストレーション、写真、QRコードなどによりレイアウト図を作成し、監督員の承認を受け、グラフィック製作図を作 サイン検討や版下工程では原則的にデジタル出力をふまえたデスクトップ・パブリッシング（DTP）によるものとする。
	(3) 表示要素	表示面の構成情報要素 (・) 図示　・ 展示意図を基に情報構成し監督員の承諾を受ける
	(4) 原稿	文章、図表（地図、グラフを含む）、イラストレーション、写真、QRコードなどの表示面製作のもととなる素材を原稿という。 a. 原稿の作成・入手の区分 ・ 図示　・ 構成表示要素を基に作成、入手　(・) 監督員より支給 b. 翻訳・ルビ 外国語翻訳:　・ なし　(・) あり　（(・) 英　・ 繁体中文　・ 簡体中文　・ 韓 ） 翻訳箇所は監督員と協議の上決定する。 ルビ　:　・ なし　(・) あり　ルビ箇所は監督員と協議の上決定する。 C．写真、図、イラストの著作権処理 ・ 図示　(・) 行う（ (・) 委託者側　・ 受託者　・ 協議による ） d. 資料等の撮影 ・ 図示　(・) 行う（ 撮影場所、カット数は監督員との協議の上決定する。 ） e. 資料等の複写 ・ 図示　(・) 行う（仕上がり寸法に応じた画像サイズによる。） 複写箇所は監督員との協議の上決定する。

6）グラフィック

1 グラフィック製作

⑤ 監修

専門家による監修

・ 専門家の監修を受ける （ ・ 有償 ・ 無償 ・ 監督員と協議 ）

⊙ 専門家の監修を受けない。

⑥. レイアウト図

受託者はグラフィックの構成要素のレイアウト図を作成し、監督員の承諾を受ける。

校正は、受託者、監督員双方で行う。

⑦. グラフィック制作図

受託者は、レイアウト図を基に設計図書に従ってグラフィック制作図を作成して、監督員の承諾を受ける。

⑧. 版下製作

受託者は、グラフィック製作図を基に版下製作を行う。

版下の縮小は、基本的に1/3～1/20を基準とするが、版下の種類によっては、受託者が仕上がり寸法を考慮し、版下縮尺を決定する。

⑨. サンプル製作

サンプル製作 ・ 行わない ※ 行う サンプル製作箇所 （ 監督員と協議の上 ）

⑩. 工場製作

デジタル印刷	・ レーザー出力	⊙ インクジェット出力	・ その他（ ）
ペーパー基盤、クロス基材張りジョイント処理	⊙ 突き付け	・ オーバーラップ	・ その他（ ）
PETフィルム基盤、塩ビフィルム基盤張りジョイント処理	・ 突き付け	⊙ オーバーラップ	・ その他（ ）
アクリル板へのデジタル出力張り	⊙ 表張り	⊙ アクリルダイフィット	・ その他（ ）

11. 印刷材料

材 料	性能又は製品名
・ シート出力	3M・リンテック・アベリー他同等品
・ クロス出力	不燃
・ ガラス用透明フィルム出力	
・ ペーパー出力	感材印画紙

⑫. ラミネート加工

グラフィックの表面は必要に応じて、保護としてラミネート加工を施すこと。

⑬. 経師

基材に対して平滑な素地ごしらえを行い、気泡を抱き込まないように張り付ける。

⑭. 著作権

・本展示製作におけるグラフィック製作物の著作権は委託者に帰属する。

・本展示製作におけるグラフィック制作物の使用は、原則として本設計に基づいた展示媒体に限定する。

・本展示製作におけるグラフィック資料（デザイン、原稿、図表、イラストレーション、新規で撮影を行う写真等）の著作者人格権は著作者に留まる。

・本展示製作におけるグラフィック資料（デザイン、現行、図表、イラストレーション、新規で撮影を行う写真等）が当施設の展示媒体以外に使用の範囲が及ぶ場合は、委託者及び受託者両者が協議し、その使用にあたっては著作者の承諾を受ける。

⑮. データ納品

本展示製作において作成したグラフィックの最終データを電子データにて納品すること。

7）映像・情報コンテンツ

1 映像・情報コンテンツ

①. 適用範囲

本章は、展示演出に関わる映像、音響機器、コンピューターなどによって表示または出力することを目的として制作され、DVD、ブルーレイディスク、メモリーカード、音声ROM、ハードディスクその他媒体などに記録された映像・音響ソフトウェア及びプログラムに適用する。

②. 一般事項

設計図書の映像、音響ソフト（映像、音響、マルチメディア等）は情報構成、展開シノプス、画面構成及び表現の基準を示したものである。

制作ではシナリオを作成し、監督員の承認を受ける。シナリオを基に素材制作、編集を行う。受託者は各段階において、監督員の立ち合いを要請することができる。

③. 構成資料

テキスト、図、数値データ、写真等映像音響コンテンツ制作、情報コンテンツ制作のシナリオ作成の基となる参考資料を構成資料という。

〈構成資料の入手区分〉

・ 構成表示要素を基に作成、入手 ⊙ 監督員より支給

④. 制作素材

既存（借用）制作素材

個人、ビデオプロダクション、自治体、関連機関、放送局、新聞社などが有するニュース、歴史、自然、空撮、写真等の動画、静止画データ等の制作の基となる素材を制作素材という。

〈既存（借用）制作素材の入手区分〉

・ 受託者で入手 ⊙ 監督員より支給

外国語翻訳: ・ なし ⊙ あり （ ・ 英 ・ 繁体中文 ・ 簡体中文 ・ 韓 ） 翻訳箇所は監督員と協議の上決定する。

1 映像・情報コンテンツ

⑤. 監修

専門家による監修

・ 専門家の監修を受ける （ ・ 有償 ・ 無償 ・ 監督員と協議 ）

⊙ 専門家の監修を受けない

⑥. シナリオ

シナリオとはソフトの制作のための施工図である台本、絵コンテ、音響チャート、演出チャート、場面（画面）展開図、インターフェイスプログラムデザインを指す。

受託者は監督員の指示に従いシナリオ、遷移図を作成し、監督員の承諾を受ける。

⑦. 素材製作

素材とは映像素材（新規撮影、既存映像等）、アニメーション（セルアニメ、2DCG、3DCG等）、静止画グラフィック素材（手描きグラフィック、CG）、音響素材（新規録音、新規作曲、既存音源、既存音楽）等を指す。

受託者は、監督員の指示に従いシナリオに示されたソフトの素材制作を行い、必要に応じて各素材の仕上がりについて監督員の承諾を受ける。

⑧. 検査

受託者は、コンテンツの見え方について、必要なタイミングで試写を行い、監督員の承諾を受ける。

⑨. 著作権

・本展示製作において制作した素材の著作権は委託者に帰属する。

・本展示製作において制作した素材の使用は、原則として本設計に基づいた展示媒体に限定する。

・本展示製作において制作した素材（映像素材、デザイン、図表、イラストレーション等）の著作者人格権は著作者に留まる。

・本展示製作において制作した素材（映像素材、デザイン、図表、イラストレーション等）が当施設の展示媒体以外に使用の範囲が及ぶ場合は、委託者及び受託者両者が協議し、その使用にあたっては著作者の承諾を受ける。

8）映像・音響設備

1 映像・音響設備

①. 適用範囲

本章は、展示演出に関わる動力、機械、制御、コンピューター、映像、音響機器等のハードウェアと、それらの演出、動作制御に必要なプログラム等のソフトウェアに適用する。

②. 一般事項

設計図書の「システム」とは展示演出の機能を十分に満たす内容をして構成して示したものである。

制作時には技術開発の進歩や最新技術の普及などといった状況に応じて機能を十分に満たすものとして最適に動作するシステムの構成について検討し、再構成する。設計図書の内容から変更があった場合には監督員の承諾を受ける。

③. 映像音響機器

システムの構成要素（ハードウェア）については原則として仕様内容と同等以上のものを選択する。

設計図書に記載された条件、機能を満たすものを用い、シナリオ通りの演出ができるよう、機器の改善、接続、制御装置の製作及び制御プログラムの作成を行って一体のシステムとして製作する。

設置については他の製作物（造作物、造形物）との取り合いを検討し調整する。特に高所への取付などについては落下防止などの安全面、機器の放熱対策、メンテナンス性などに留意すること。

④. 試運転調整

製作したシステム、装置については試運転調整を行い、円滑な動作を確認する。

9）電気設備

1 電気設備

①. 一般事項

・一次側の電気工事（天井照明、防災装置、コンセント、照明用の配線ダクト等）及び照明器具の手配、設置は建築工事とし、展示工事で設置する造作物・什器への取付が必要な照明器具（スポットライト）の手配・設置は展示工事とする。

・資料設置後のスポットライトのシューティングは、建築工事で設置した箇所も含め展示工事で行う。

・建築電気設備工事後、展示工事にて移設・延長等が必要なコンセント設備は、元の位置と移動箇所を明示して監督員の承諾を受ける。

②. 照明器具

・照明器具は承認図又はサンプルなどを監督員に提示し器具の選定をするものとする。

・照明器具の仕様は展示内容を踏まえて監督員と協議し配灯図を作成し監督員の承諾を受ける。

・照明器具の管球の演出性については監督員と協議する。

・照明器具は、省エネ、長寿命タイプの導入を考慮する。

・開館時の照明器具の設置、シューティングについては受託者がこれを行い監督員の承諾を受ける。

③. その他

・建築電気設備工事と展示工事の工期にはズレがある為、事前に調整を行うものとし、配管埋設などは建築電気設備工事への依頼工事を検討する。

・建築電気設備工事で手配した照明器具と、展示工事で手配した照明器具がわかるように図示しておくこと。

工事区分表

項目	内容		工事区分				別途工事	備考
			建築			展示		
			意匠	電気設備	機械設備			
内装（天井）			●			○※		※展示室A造作壁箇所のみ展示工事
内装（壁）			●			○※		※展示ケース内壁、グラフィック箇所のみ展示工事
内装（床）			●			○※		※展示ケース内床のみ展示工事
展示造作			–			●		展示室A造作壁、展示ケース、展示台など。
電気設備	設備全般		○※	●		–		※分電盤は建築電気設備工事 ※建築工事にて展示用設備に必要な床溝斫り
	コンセント			●		–		※掃除用コンセント、展示用電源コンセントなどは展示設計と調整の上建築電気設備工事。電気容量・電源位置、回路数、リモコン回路などを設置。
照明設備	天井照明	ベースライト		●		–		
		ライティングダクト		●				
		スポットライト	–			●※		※一次側配線は建築電気設備工事 ※展示室Aの一部、配線ダクト取り付けチャンネルおよび配線ダクト設置は展示工事、配線ダクトは建築支給
	展示什器照明		–			●		
空調設備					●	–		
換気工事					●	–		
給排水衛生設備					●	–		
防災設備				●	●	–		
防犯設備				●		–		防犯カメラなど
LAN設備				○※		–	●	※空配管などは建築工事
サイン	法令サイン		●			–		
	館名・室名・一般サイン		●			–		
	展示サイン・グラフィック		–			●		
備品	ベンチなど		–			●	●	※要調整

令和7年度 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 ｜ 令和8年度 4 5 6 7 8 9 10 11

【基幹工程】

門真市/歴史資料館：資料館休館/移設準備 → ▼建築竣工 ｜ 開館準備 → 開館

建築工事：入札 → 仮契約 → 建築工事 → ▼展示完成

展示工事：入札 → 展示製作 → 現場設置

No.	項目 工種		備考
1	展示造作	建築調整 → 施工図作成 → 材料手配等 → 施工	
2			
3	展示什器	建築調整 → 製作図作成 → 工場制作 → 現場設置	
4	展示台		
5			
6	展示ケース	建築調整 → 施工図作成 → 工場制作	
7	壁面展示ケース	施工	
8	のぞきケース	現場設置	
9			
10	グラフィック	グラフィック構成 → ラフデザイン → デザイン → 工場製作 → 出力 クロス貼 → パネル キャプション	
11		原稿受領 → 日本語校 → 翻訳	
12		素材収集・版権処理	
13	レプリカ・模型	仕様調整 → 資料調査 → 制作 → 現場納品	
14	盾持人埴輪レプリカ		
15	バッタリ模型修復		
16	土器パズル		
17	土器模様付け		
18			
19	映像設備	建築調整 → 施工図作成 → 機器手配 → 現場設置	
20			
21	映像ソフト	調査・素材収集 → シナリオ → 仮編集 → 編集 → 現場納品	
22			
23	電気・照明設備	建築調整 → 施工図作成 → 機器手配 → シューティング	
24			
25	演示具	資料調査 → 製作図作成 → 工場製作 → 現場納品	
26			
27	備品	選定 → 手配 → 現場設置	
28			
29			
30			

備考

株式会社 浦辺設計
一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号
一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是

門真市 市民文化部 生涯学習課

図面名称	概略工程表	縮尺	-
工事名称	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日付	R7.3
図面番号	09		

備　考 サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	イメージパース　展示室A-1	縮　尺	－	図面番号
			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	10

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第103039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	イメージパース　展示室A-2	縮　尺	－	図面番号
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	11

備　考 サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	イメージパース　展示室B	縮　尺	－	図面番号
			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	12

備　考 サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	イメージパース　展示室C	縮　尺	－	図面番号
			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	13

No.	資料名
A-1	盾持人埴輪（ 普賢寺古墳出土）
A-2	バッタリ の模型
A-3	銅鐸（ 3 点）
A-4	河内湾の礫
A-5	出土した貝
A-6	噴砂剥ぎ取り
A-7	農業の様子
A-8	古川橋駅周辺の様子など
A-9	国天然記念物　薫蓋樟
A-10	府天然記念物　稗島のクス
A-11	国登録有形文化財　府指定文化財　願得寺
A-12	府指定史跡　伝茨田堤
A-13	地域文化財(市登録)　ひんや節

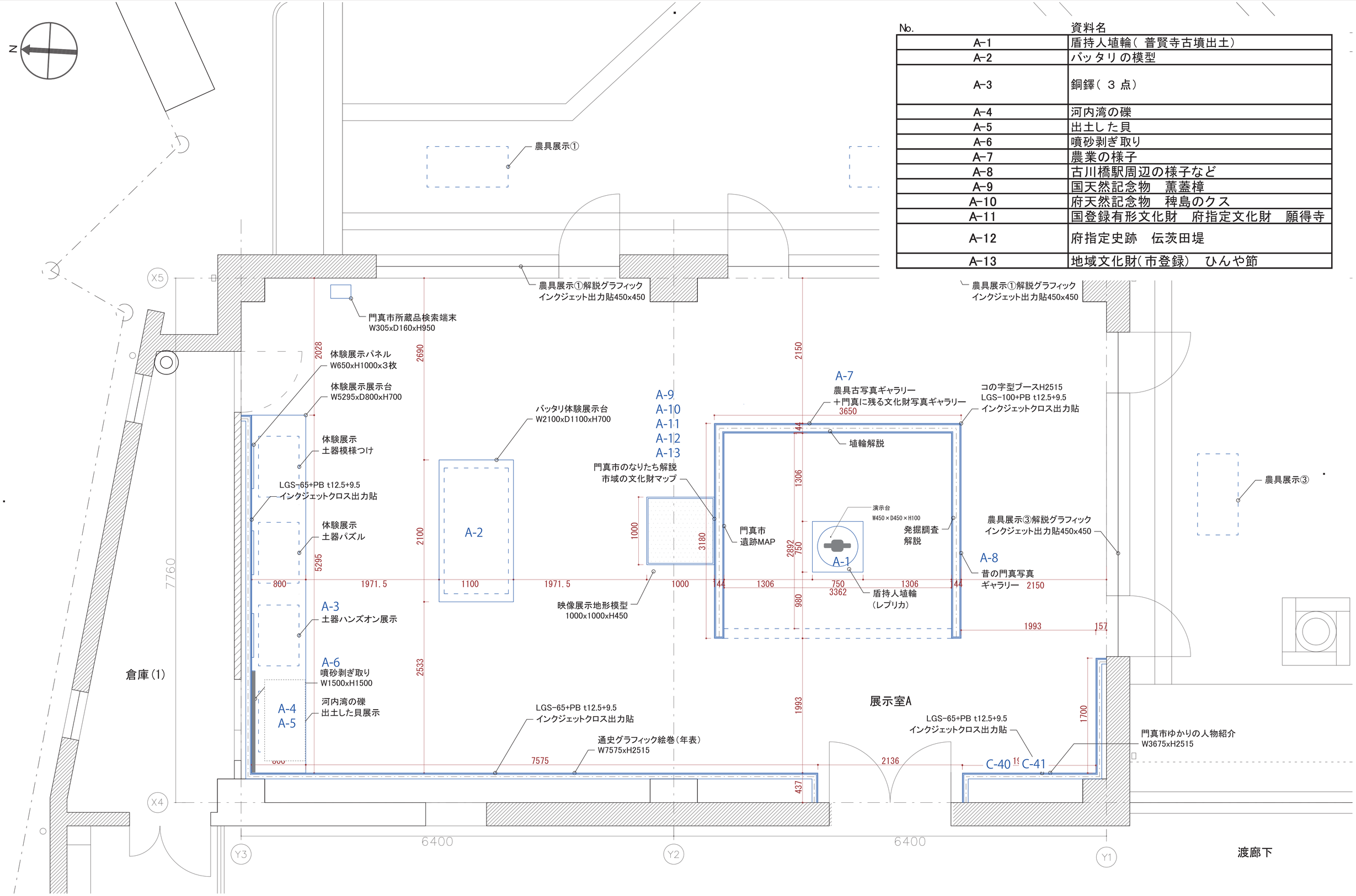

備　考	株式会社 溝辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	展示構成表　展示室A	縮　尺	－	図面番号
			工事名称	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	14

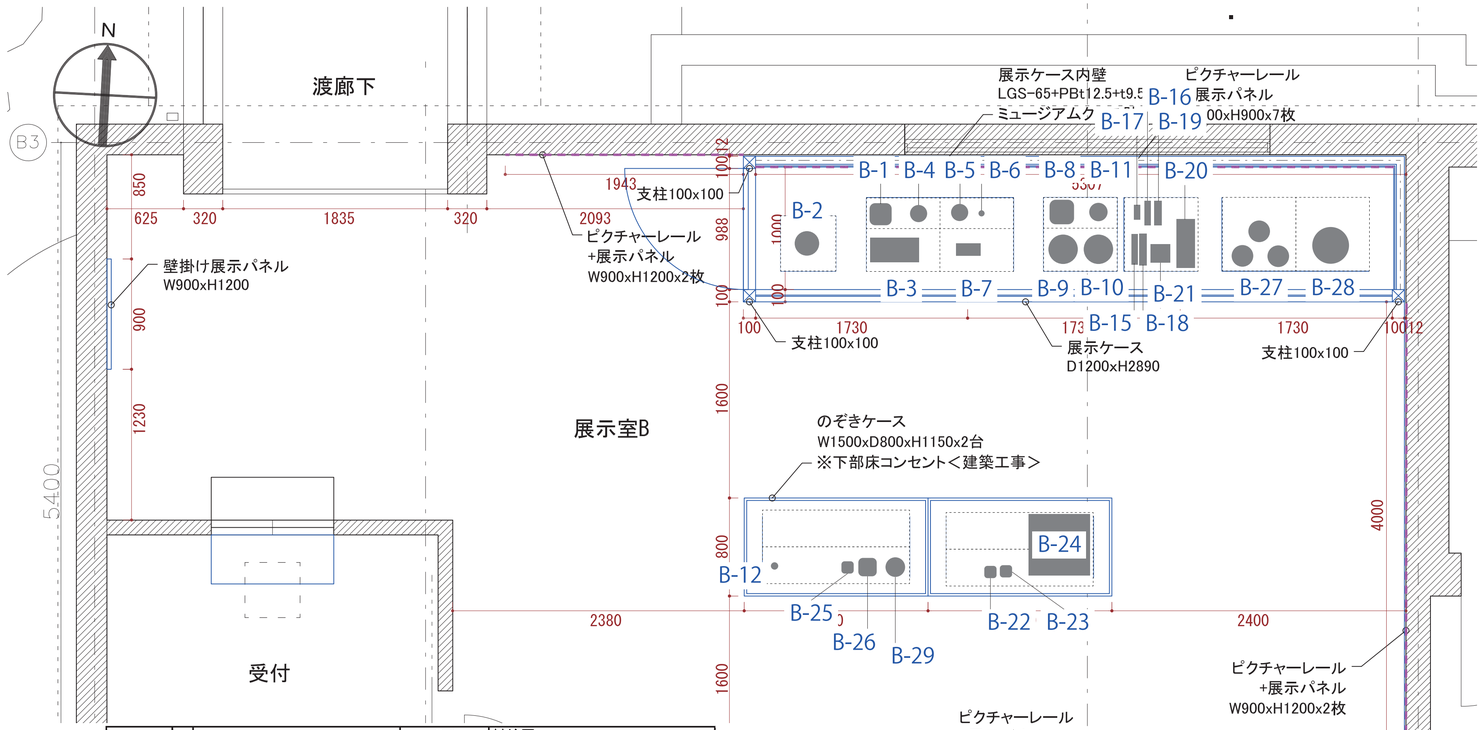

展示室B

テーマ	No.	展示品
今は目に見える形で古墳は残っていないが、当時は複数の古墳があったことを伝える。これら古墳の被葬者が茨田堤の築造やこの地の開墾に携わった人であると伝える。	B-1	埴輪（ 円筒埴輪・ 朝顔型埴輪）
	B-2	埴輪（ 盾持人埴輪頭部）
	B-3	埴輪（ 動物・ 馬）
	B-4	埴輪（ 動物・ 鶏）
	B-5	埴輪（ 人物）
	B-6	埴輪（ 人物）
	B-7	埴輪（ 家）
	B-8	須恵器（ 壺）
	B-9	須恵器（ 壺）
	B-10	須恵器（ ハソウ）
	B-11	須恵器・ 土師器・（ 古墳時代）
普賢寺について、寺院に関係する遺物は多く出土しているし、文献資料にも普賢寺の記述があるが、実際の建物跡などは見つかっていない、謎の多いお寺であることを紹介する。	B-12	銅製密教法具蓋
	B-13	金銅僧形座像
	B-14	金銅密教法具
	B-15	鬼瓦
	B-16	軒平瓦
	B-17	平瓦
	B-18	軒平瓦
	B-19	軒平瓦
	B-20	軒丸瓦
	B-21	軒丸瓦
	B-22	五輪塔（ 空風輪）
	B-23	五輪塔（ 空風輪）
	B-24	柿経
	B-25	土師皿
	B-26	瓦器椀
	B-27	東播系須恵器（ 壺） 4 個体
	B-28	奈良火鉢
	B-29	土師皿（ 墨書・ 人物）

江戸時代	地域社会の成立とそこに暮らす人々	村の様子	O-1	村絵図
			O-2	検地帳
			O-3	村明細帳
			O-4	小入用帳（ 2点）
			O-5	萬覚帳
			O-6	嫁入り籠
			O-7	農家の模型
			O-8	河内国絵図（ 写真パネル）
			O-9	所領配置図（ パネル）
		大塩平八郎の乱と 茨田郡士	O-10	茨田家系図（ パネル）
			O-11	大塩平八郎の肖像画（ パネル）
			O-12	大塩の乱　進軍の様子（ パネル）
			O-13	婚礼諸事控
			O-14	金銀出入帳
			O-15	火事羽織
			O-16	甲冑
			O-17	家紋入り のぼり
			O-18	陣笠
明治時代	地域社会の変容	江戸から 明治へ	O-19	戸長役場看板
			O-20	高札
		明治18年の洪水	O-21	洪水図（朝日新聞付録）
		京阪電車の開通	O-22	京阪電灯課のチラシ
			O-23	引き札
大正時代		大同電力古川橋変電所の設置	O-24	古川橋変電所の外観　写真パネル
昭和戦前期	産業化と農業	松下電器の門真移転	O-25	松下製のアイロン
			O-26	松下製のラジオ
		特産品 河内レンコン	O-27	レンコン掘り の道具　鋤
			O-28	レンコン掘り の道具　鍬
戦後	門真市の誕生から成熟都市へ	1 町3 村の合併→門真市の誕生	O-29	解説パネル
		高度経済成長と 都市の過密化	O-30	解説パネル
		なみはや国体	O-31	冊子・ ビデオ
			O-32	ぬいぐるみ
		市制施行50周年	O-33	地方巡業　門真場所　のぼり
			O-34	力士の手形色紙
			O-35	パンフレット
人物		幣原家の足跡を 訪ねて	O-36	幣原喜重郎の来歴（ パネル）
			O-37	幣原喜重郎揮毫「 公直無私」
			O-38	愛用のステッキ
			O-39	幣原担揮毫の額
		中塚種夫初代市長	O-40	市制施行時の写真
			O-41	市内視察の写真

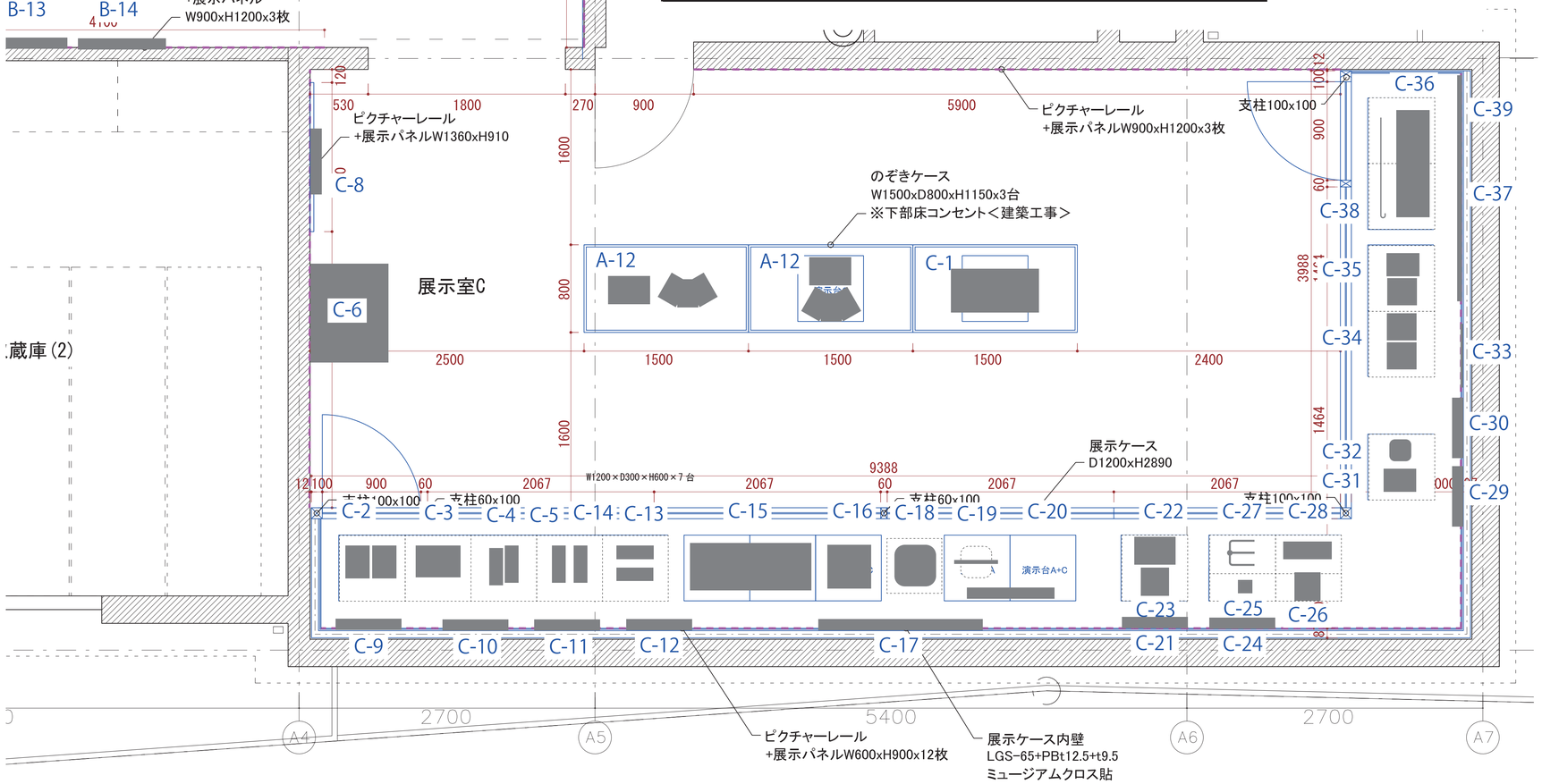

備考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	展示構成表　展示室B, C	縮尺	-	図面番号
			工事名称	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日付	R7.3	15

歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託

意匠図・展示造作図

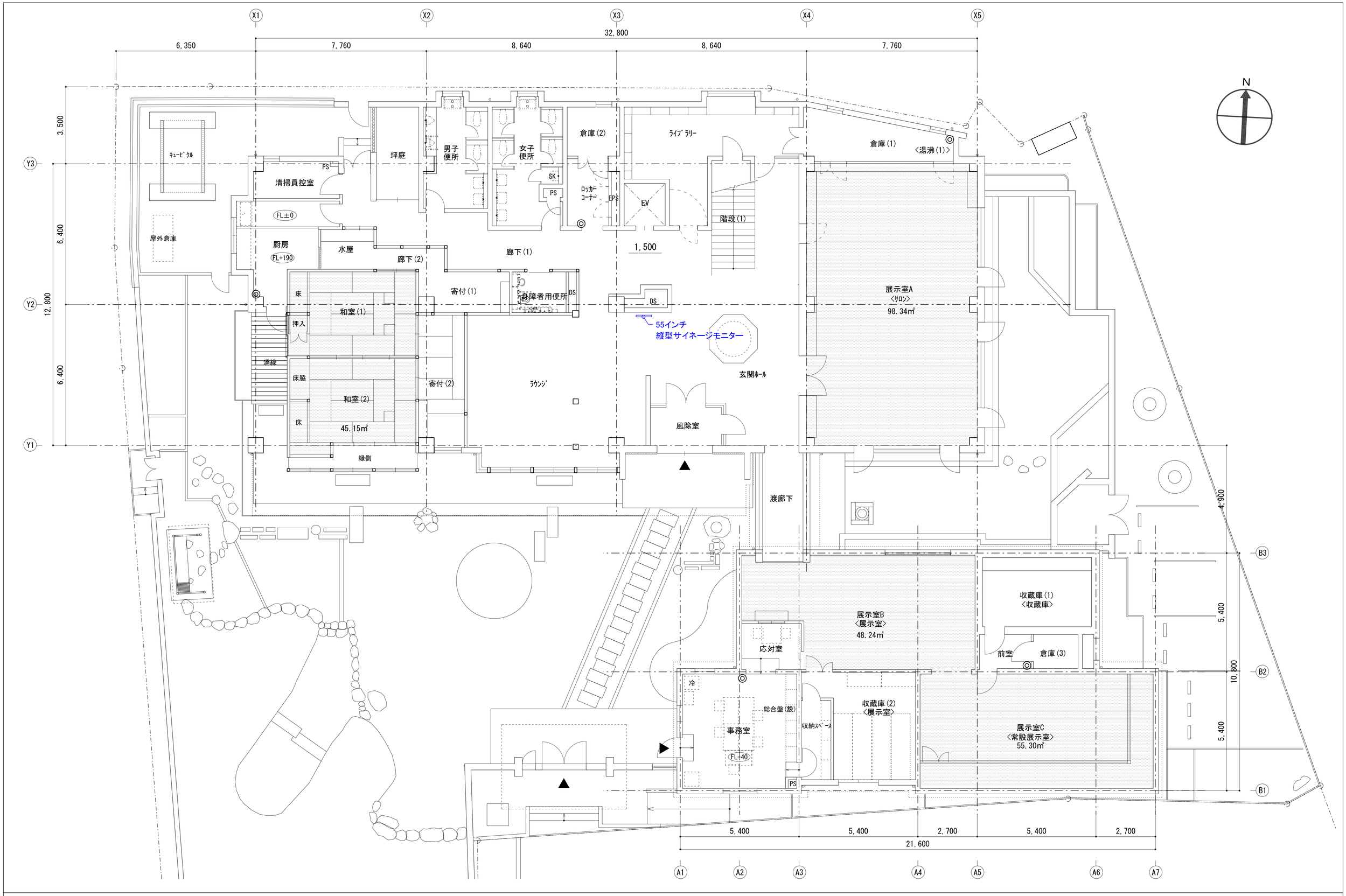

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	全体平面図	縮　尺	1/75	図面番号
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	D-01

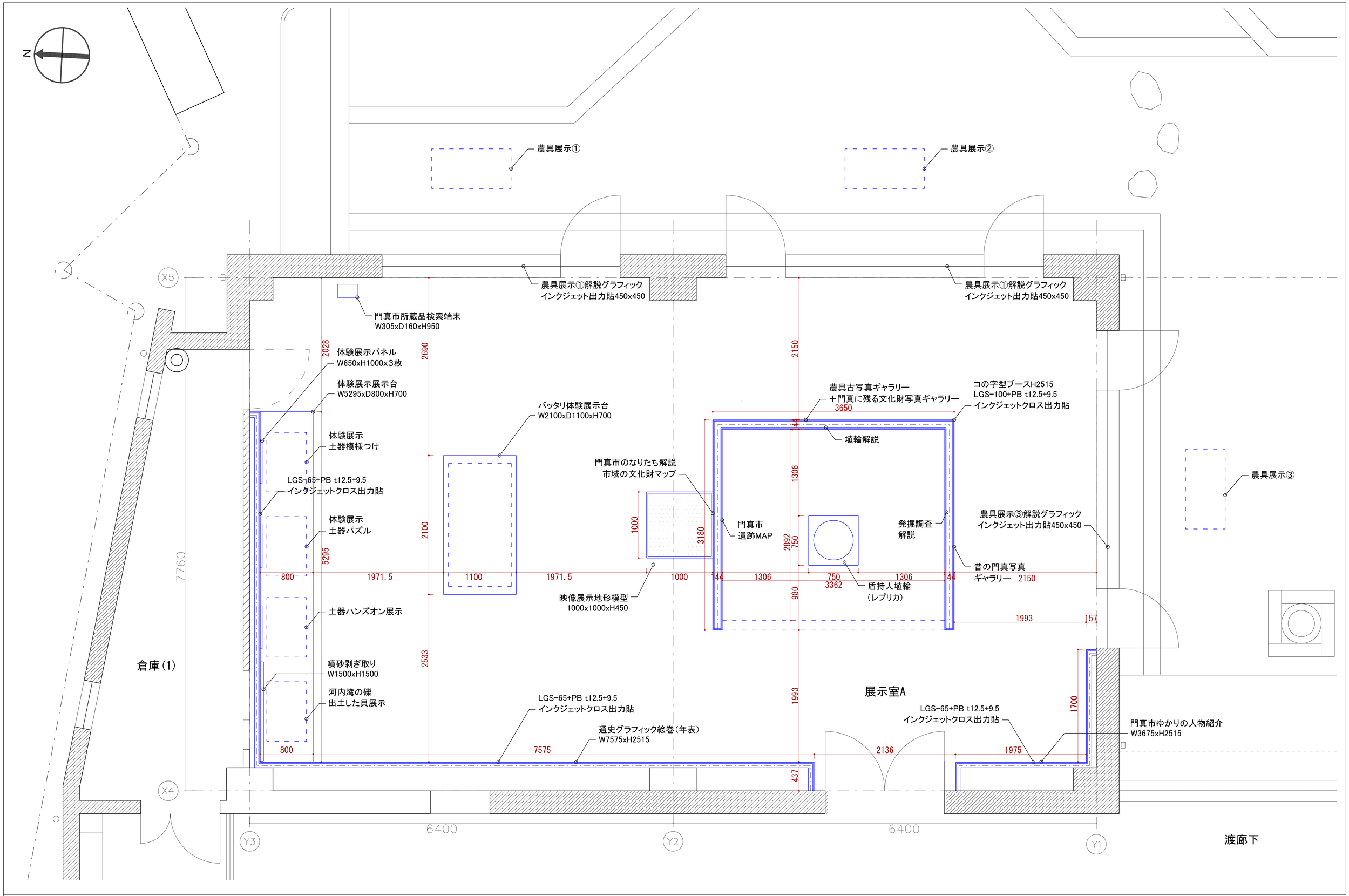

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	改修後平面図　展示室A	縮　尺	1/25	図面番号
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	D-02

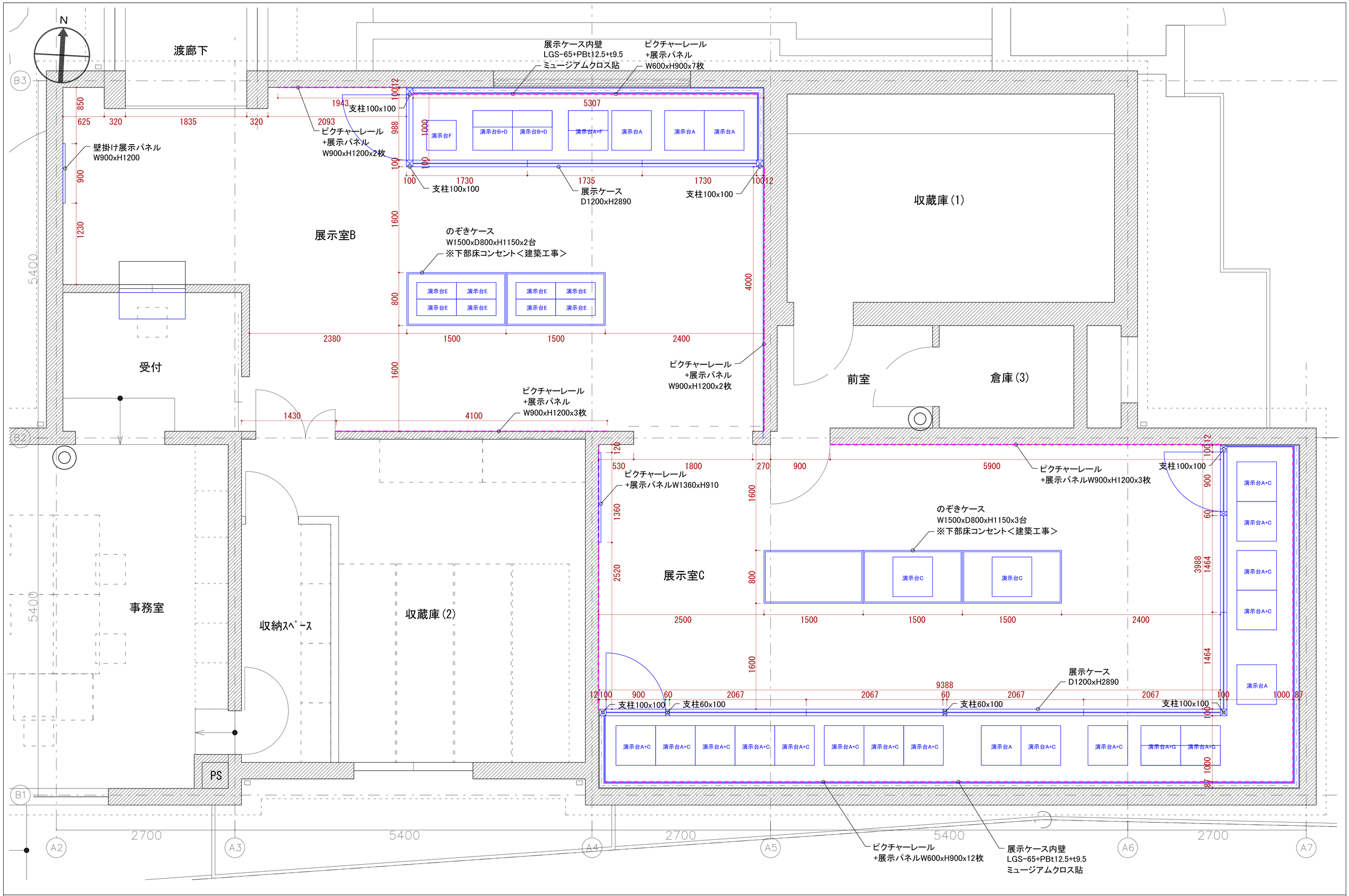

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	改修後平面図　展示室B,C	縮　尺	1/25	図面番号
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	D-03

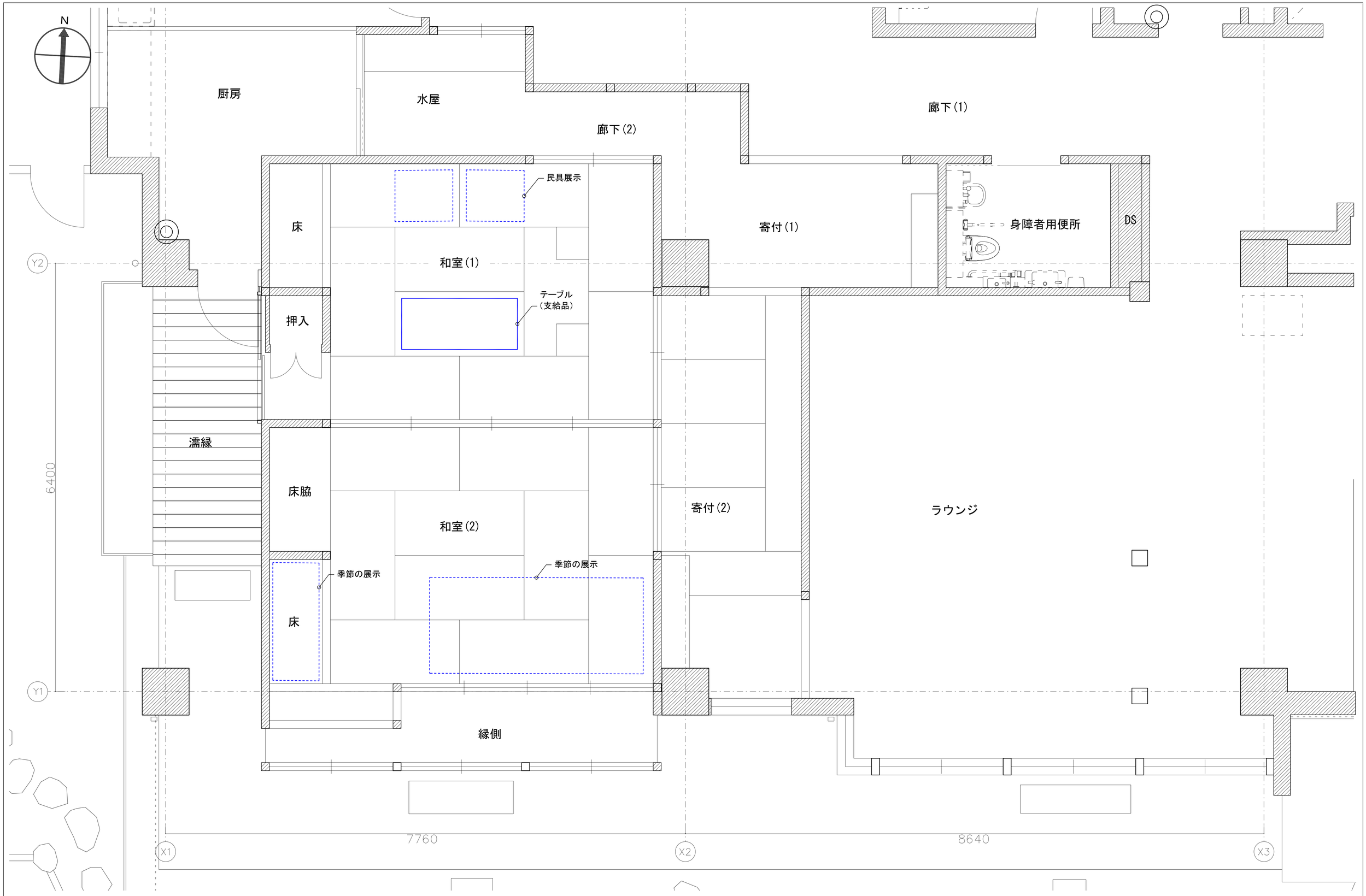

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	改修後平面図　和室(1),(2)	縮　尺	1/25	図面番号
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	D-04

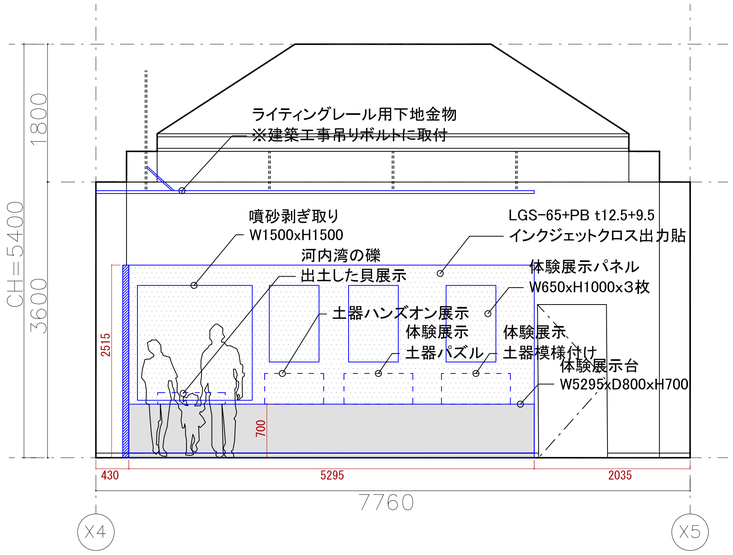

A展開図

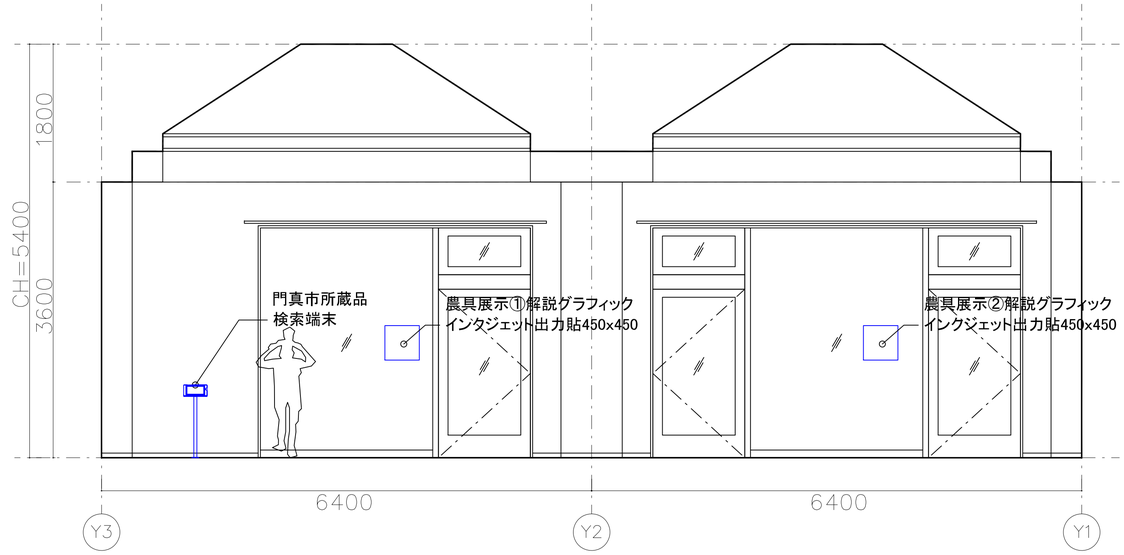

B展開図

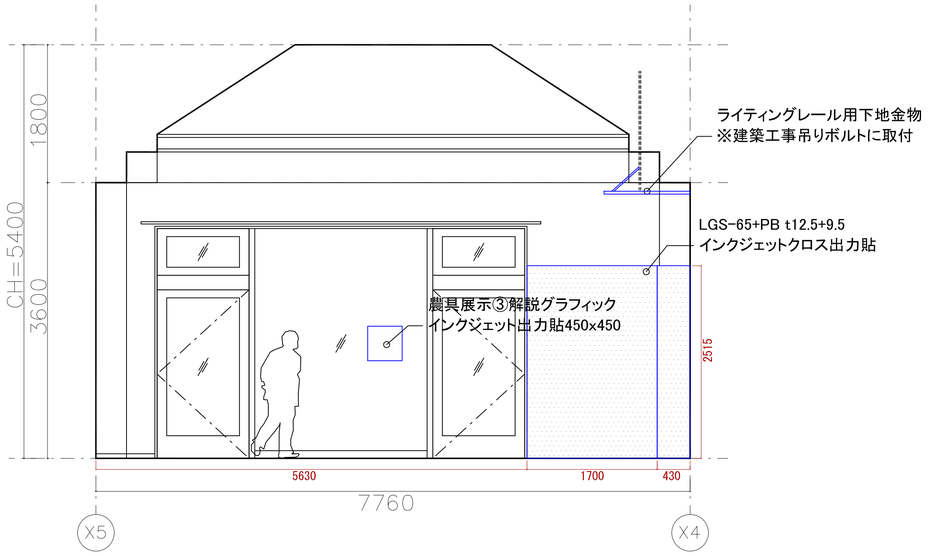

C展開図

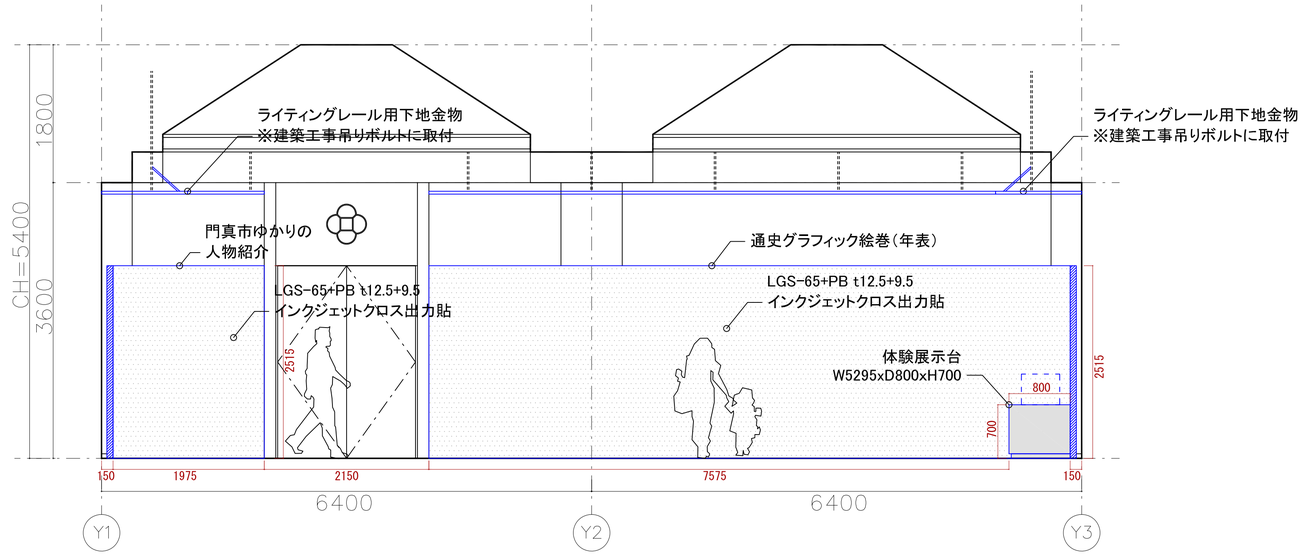

D展開図

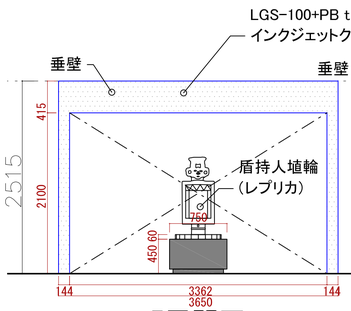

E展開図

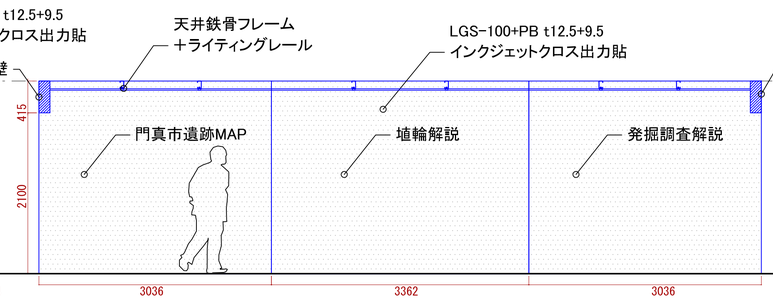

F展開図

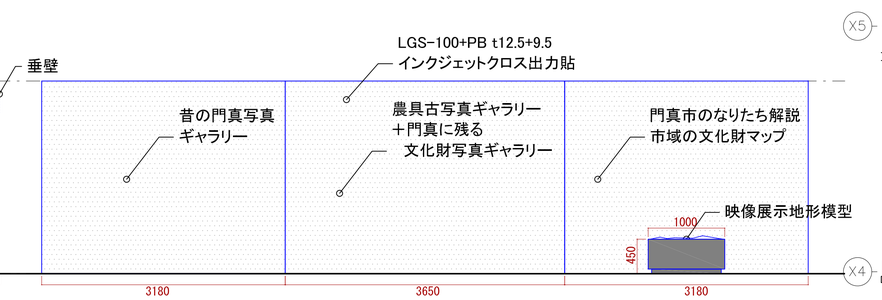

G展開図

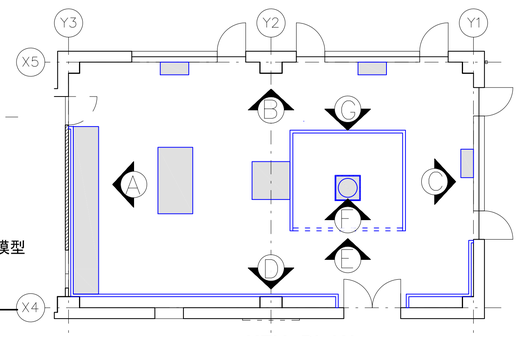

KEY PLAN

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	改修後展開図　展示室A	縮　尺	1/40	図面番号
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	D-05

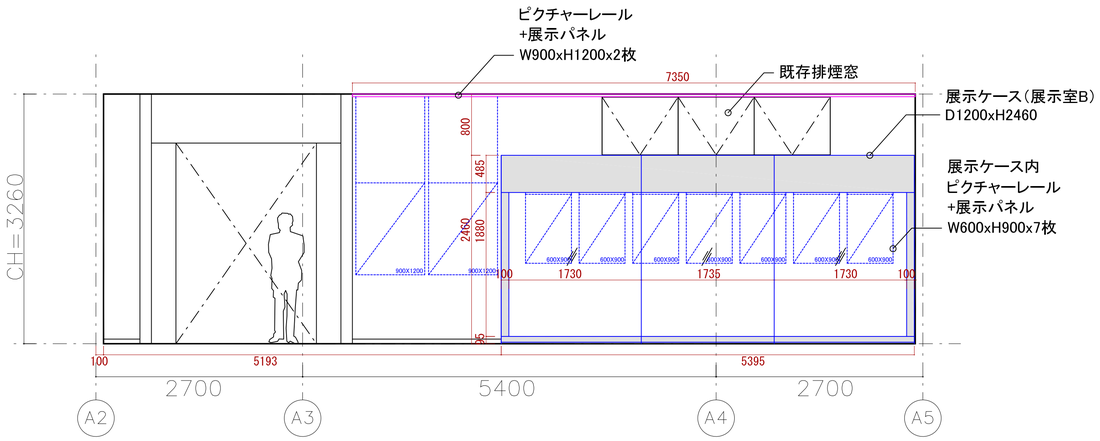

A展開図

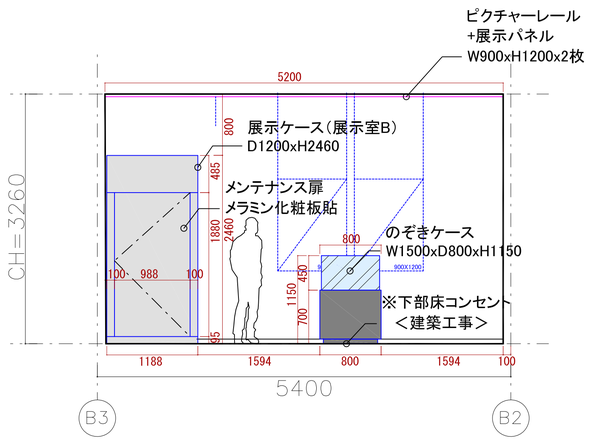

B展開図

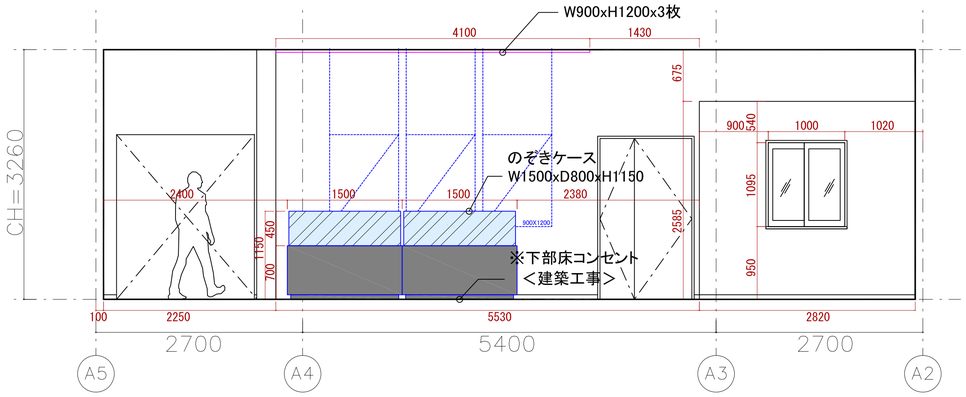

C展開図

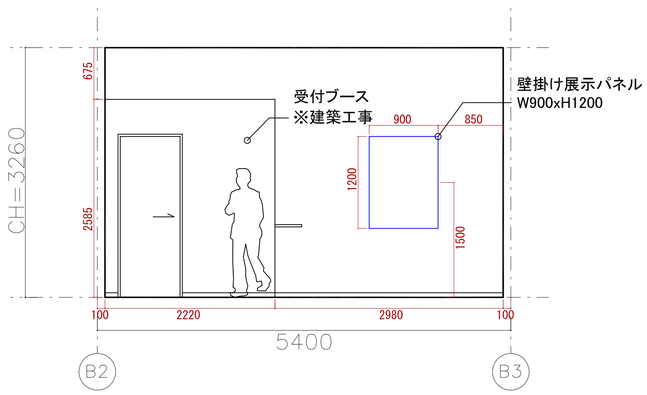

D展開図

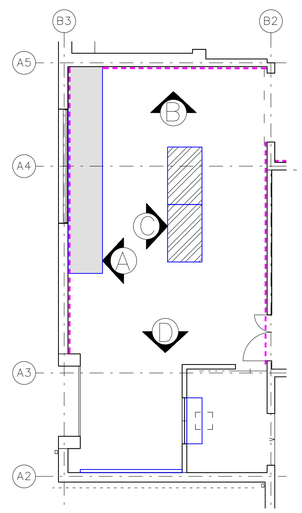

KEY PLAN

備　考 サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	改修後展開図　展示室B	縮　尺	1/40	図面番号
			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	D-06

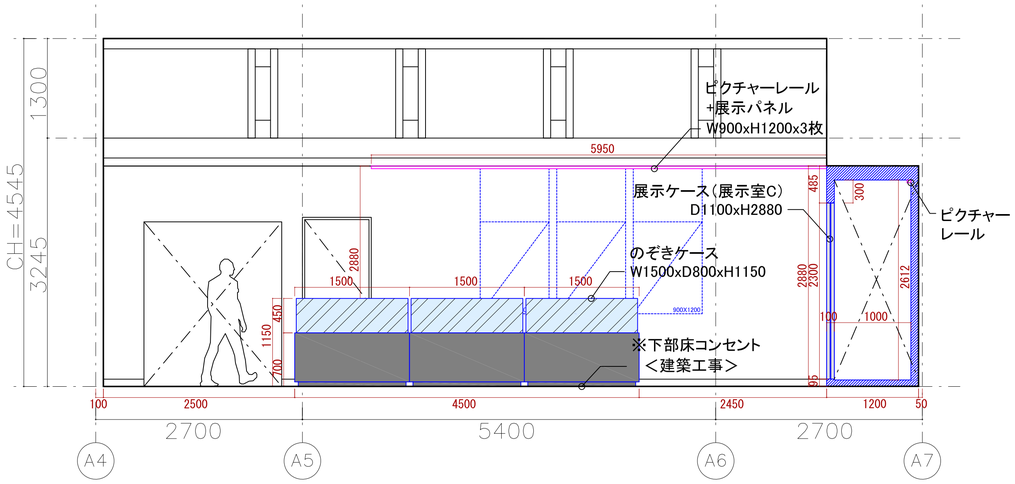

A展開図

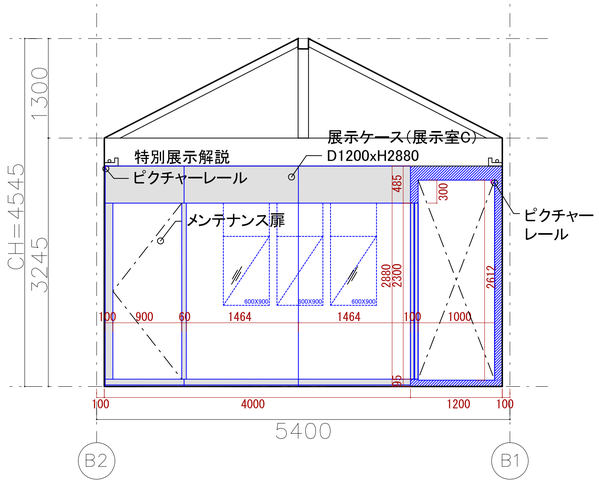

B展開図

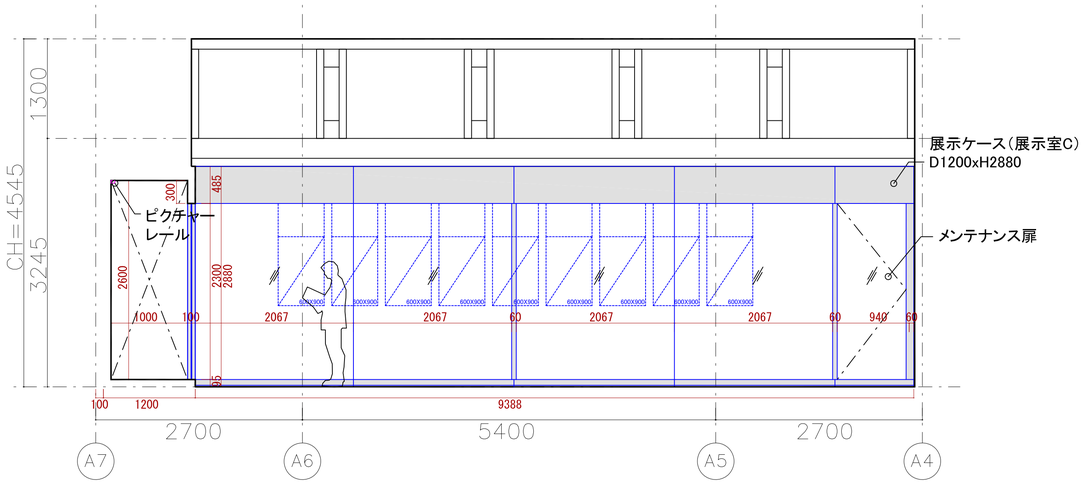

C展開図

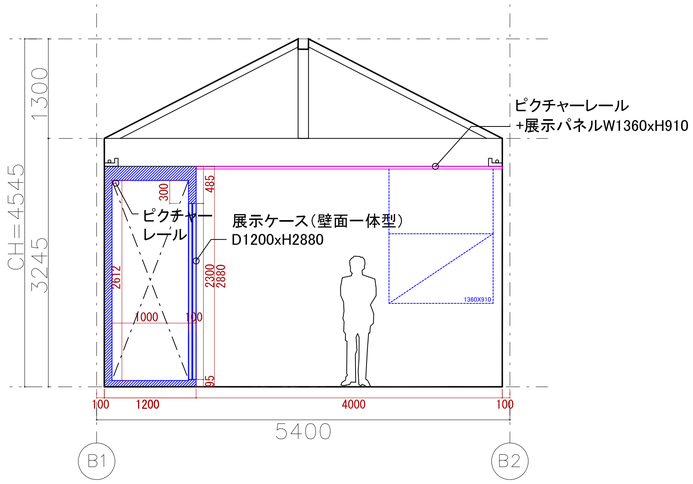

D展開図

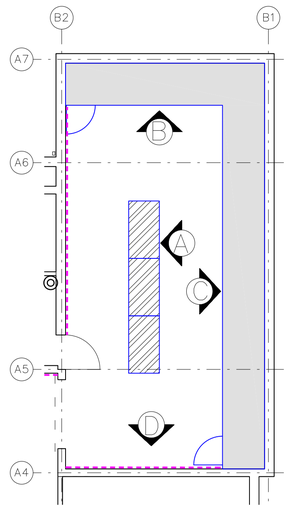

KEY PLAN

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	改修後展開図　展示室C	縮　尺	1/40	図面番号
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	D-07

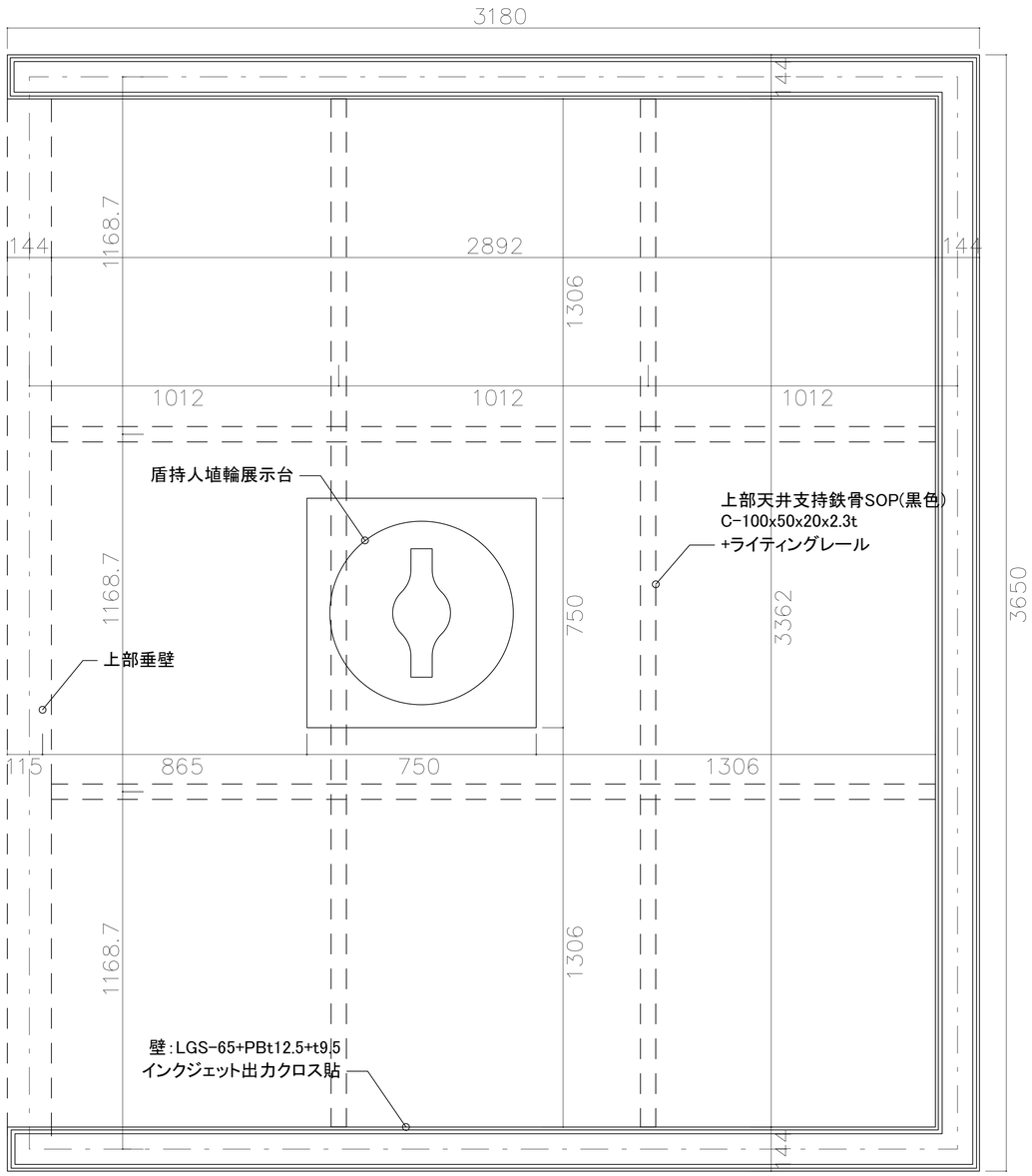

平面図

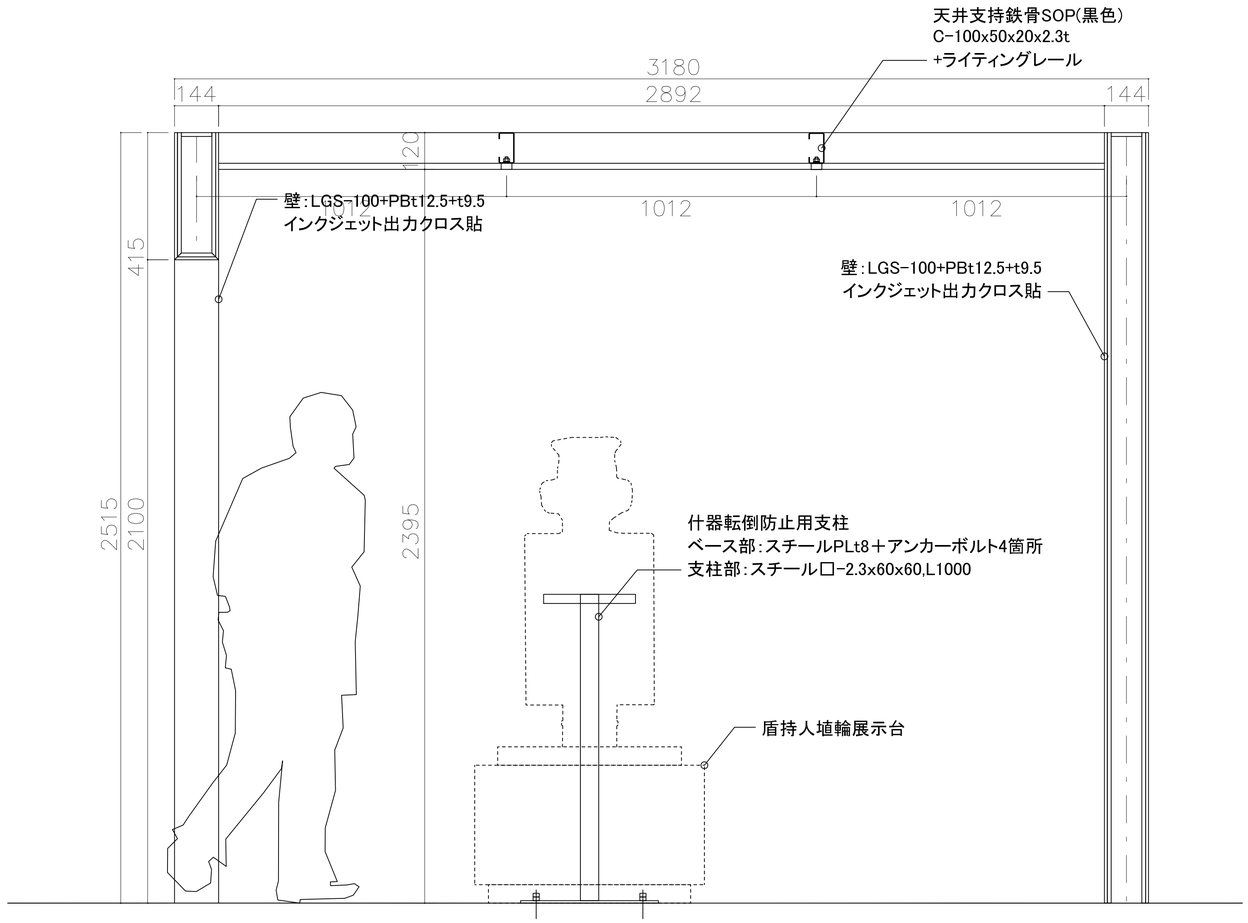

断面図

備　考 サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	展示造作図　展示室A　コの字型ブース	縮　尺	1/10	図面番号
			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	D-08

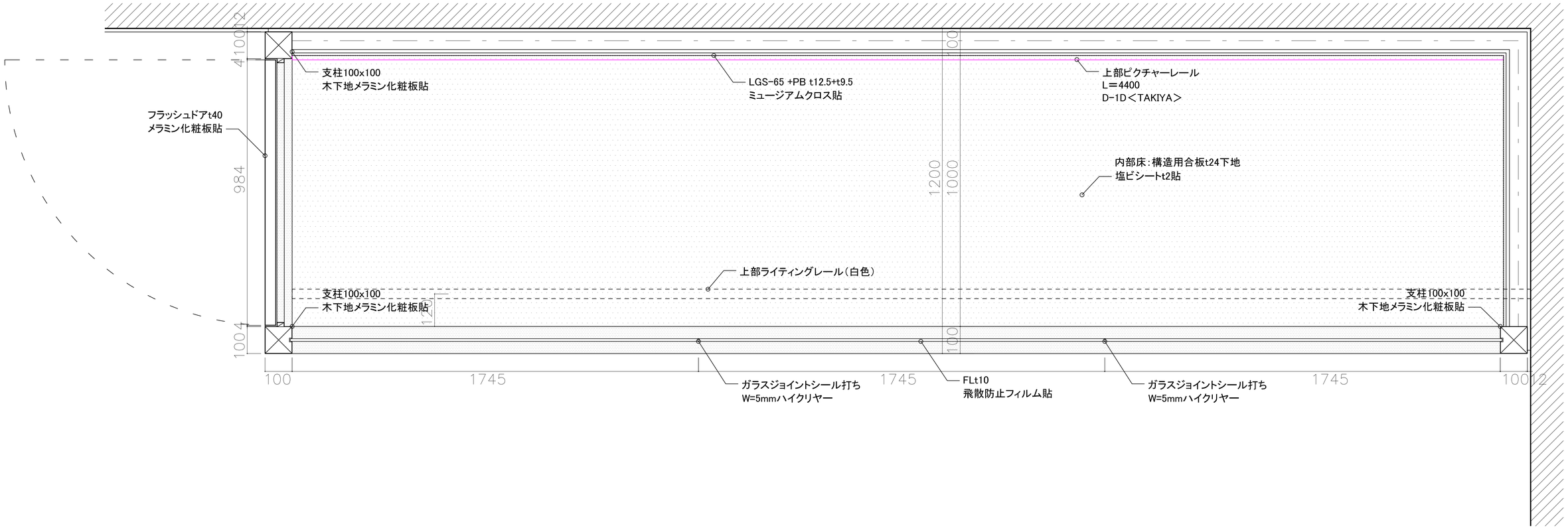

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図 面 名 称	展示造作図　展示室B　展示ケース	縮　尺	1/7.5	図面番号
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	D-09

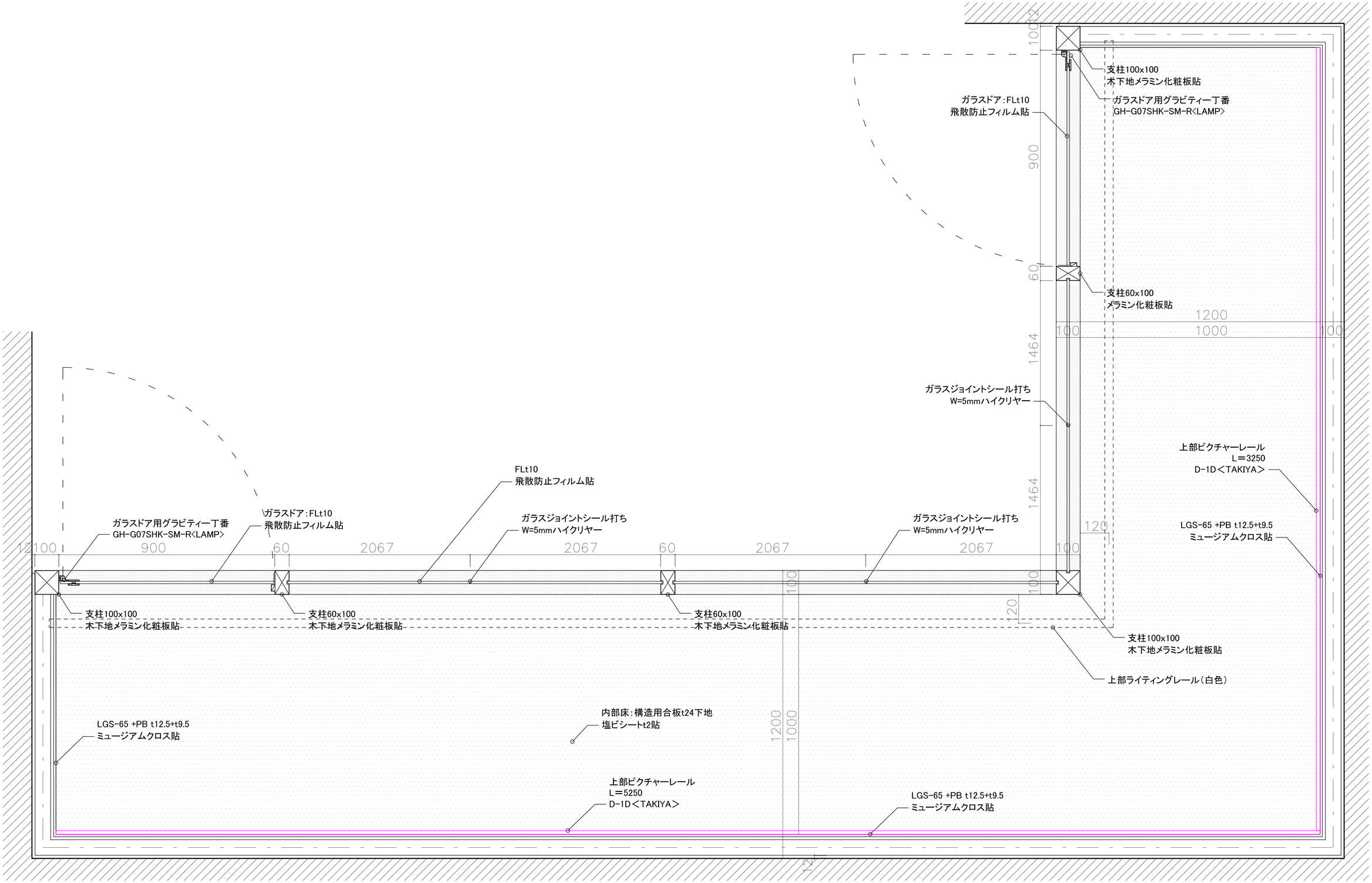

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	展示造作図　展示室C　展示ケース	縮　尺	1/7.5	図面番号
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	D-10

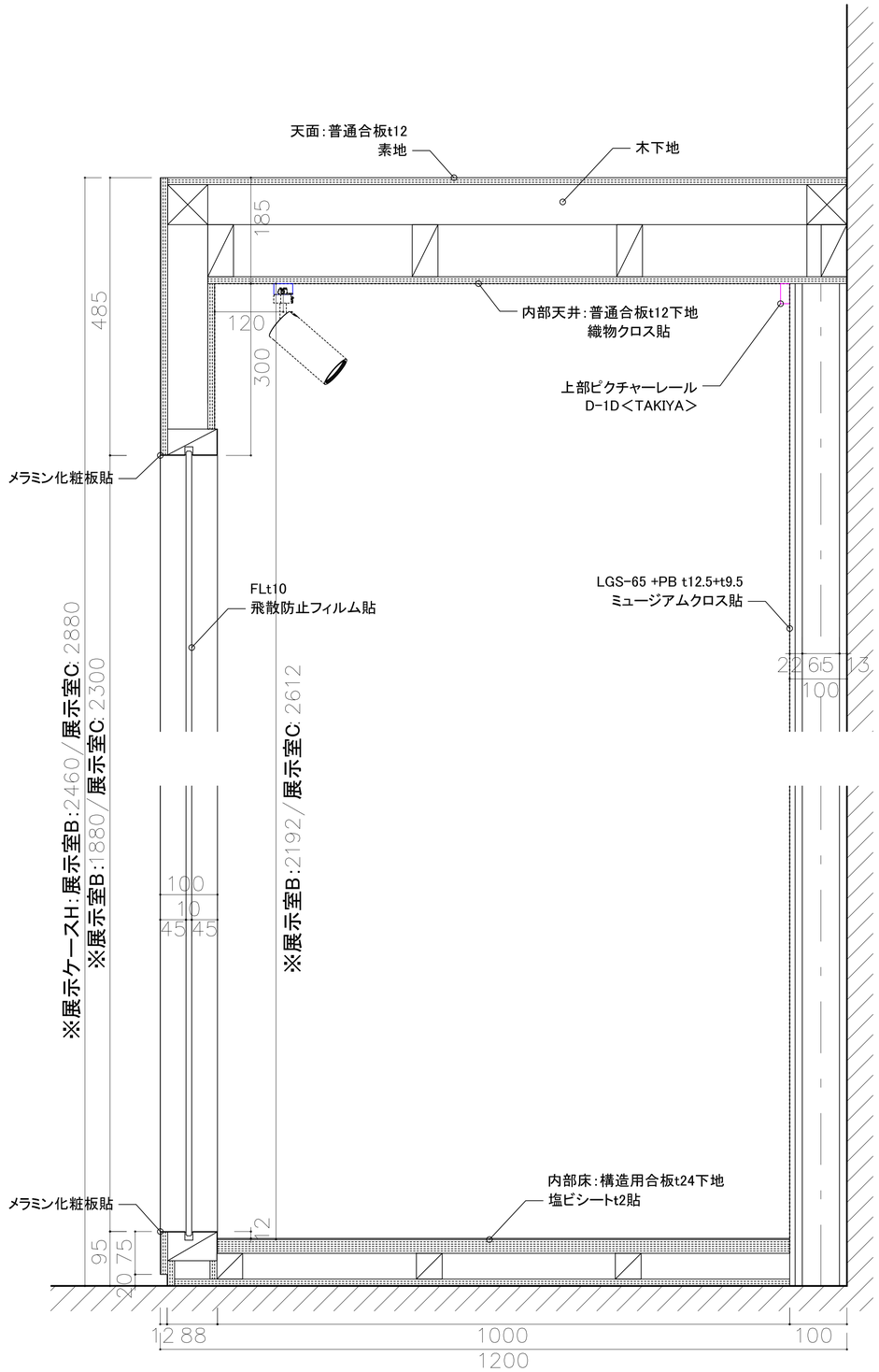

一般部断面図

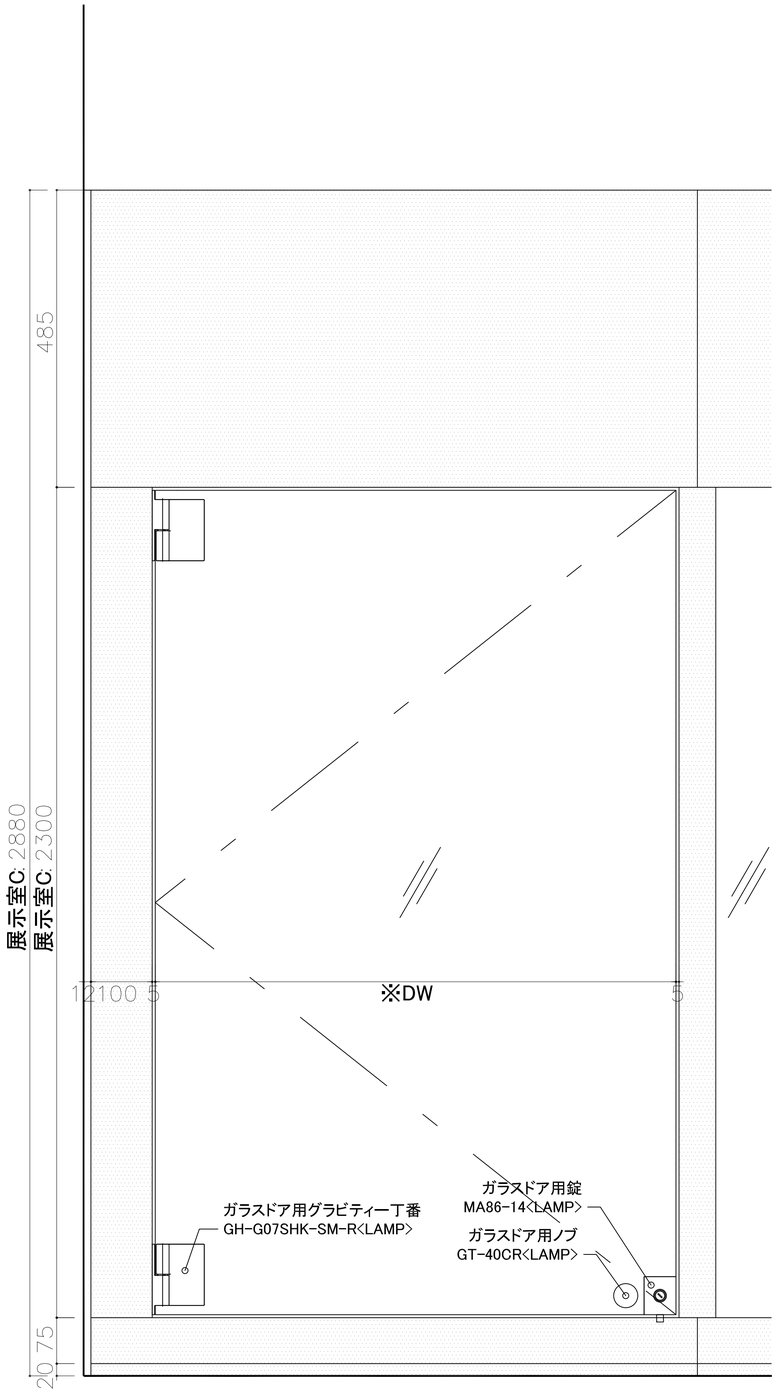

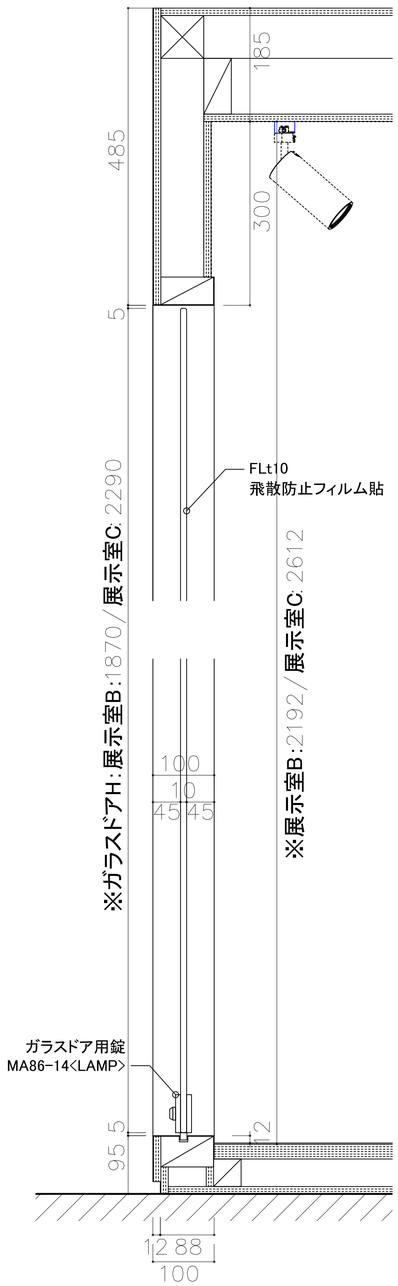

展示室Cガラスドア部詳細図

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	展示造作図　展示室B,C　展示ケース断面詳細	縮　尺	1/7.5	図面番号
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	D-11

歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託

展示什器図

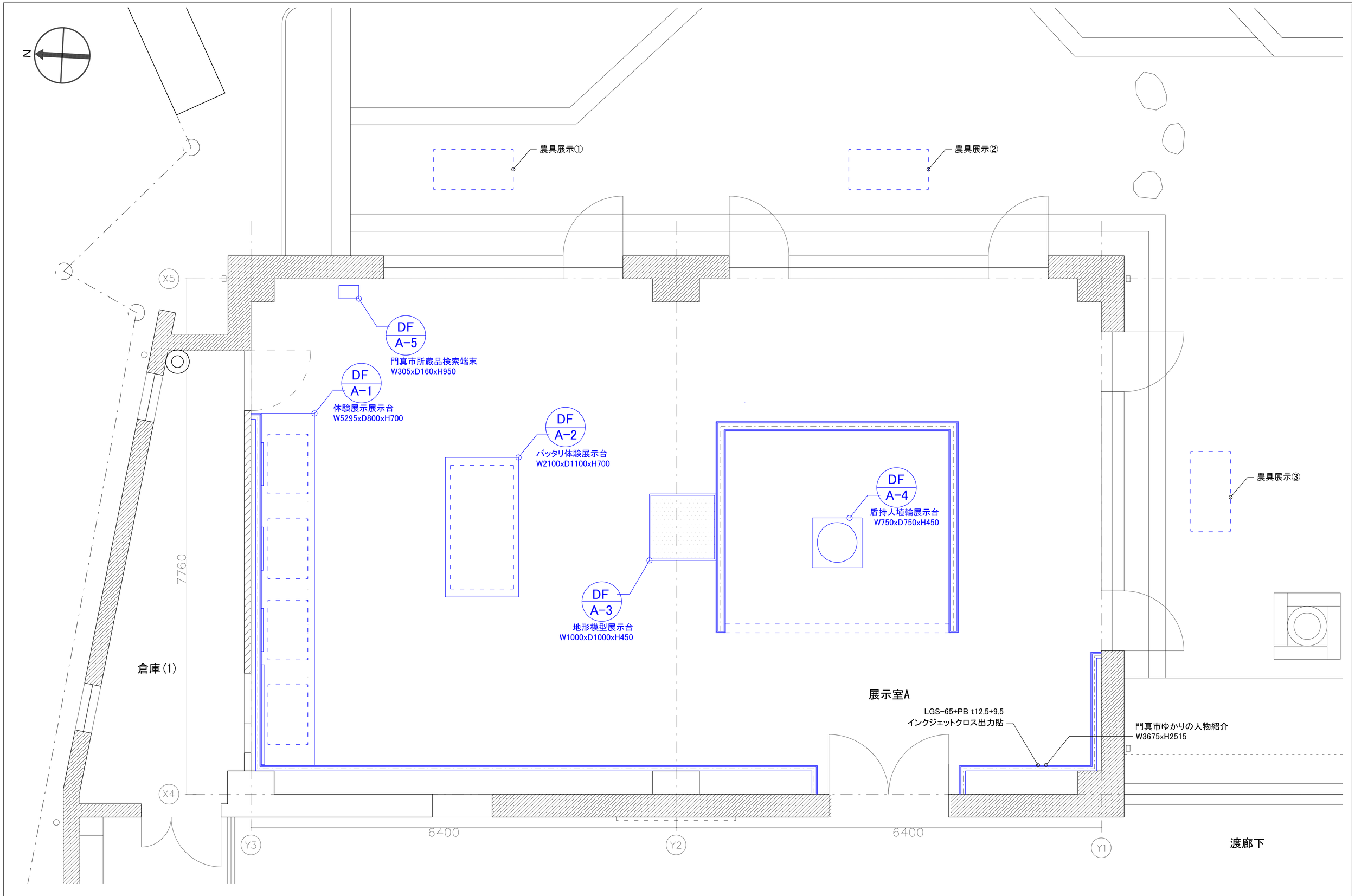

備　考 サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図 面 名 称	展示什器配置図　展示室A	縮　尺	1/25	図面番号
			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	DF-01

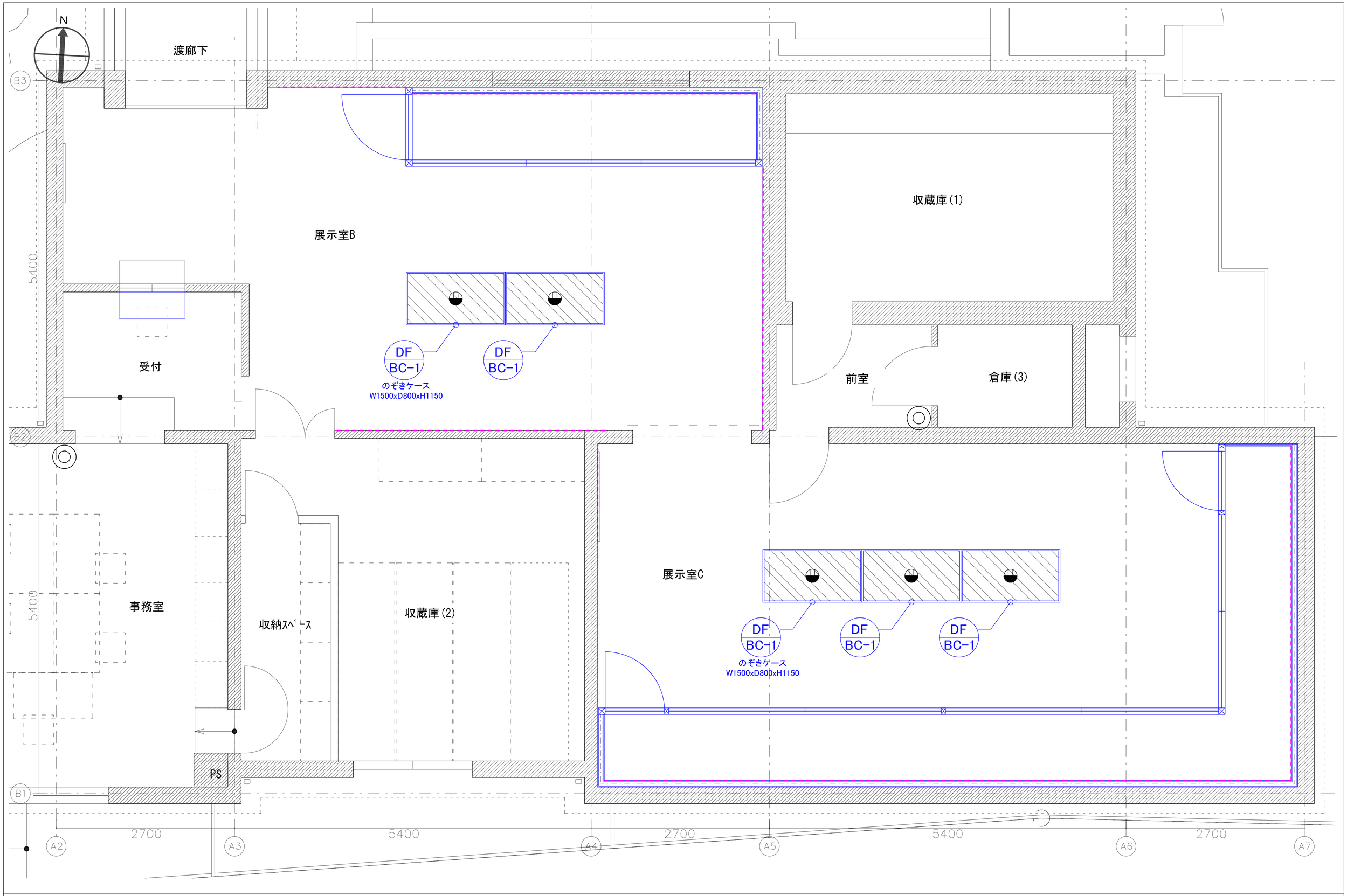

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	展示什器配置図　展示室B,C	縮　尺	1/25	図面番号
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	DF-02

体験展示台(W5295xD800xH700)　　員数：1

DF
A-1

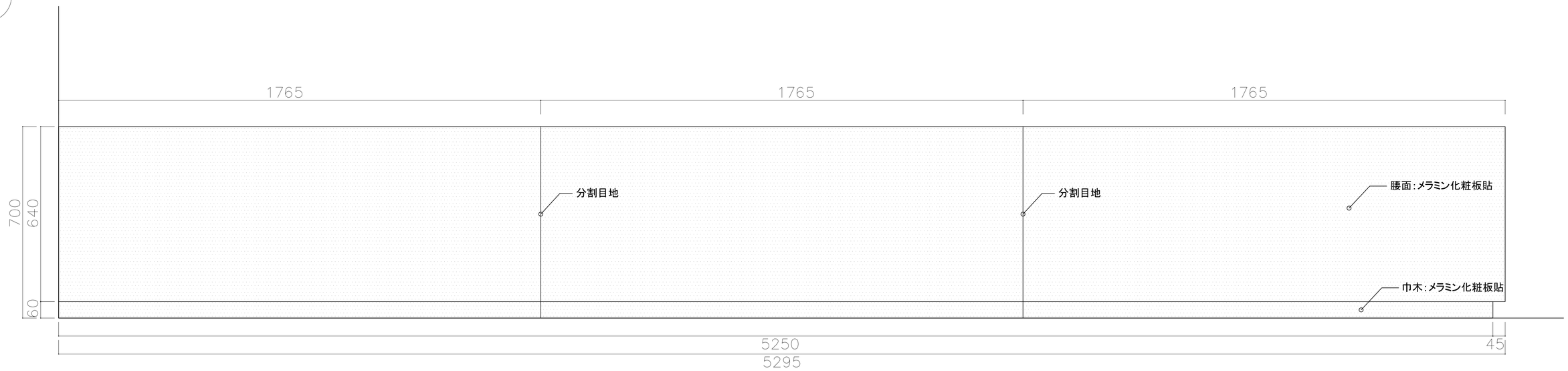

正面立面図

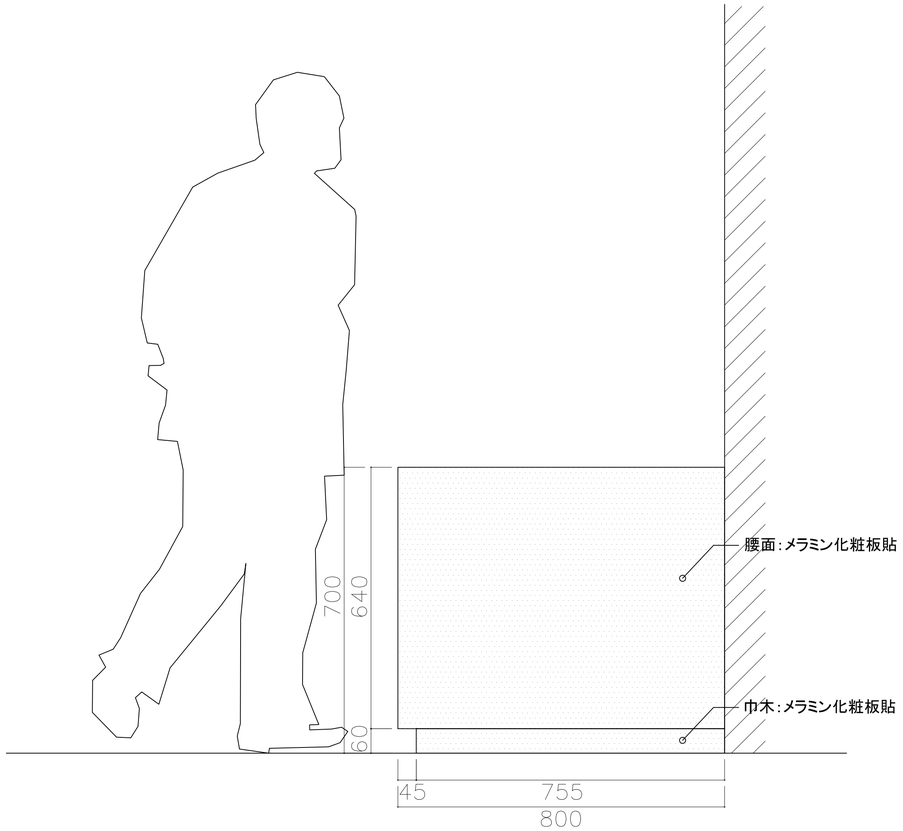

右側面立面図

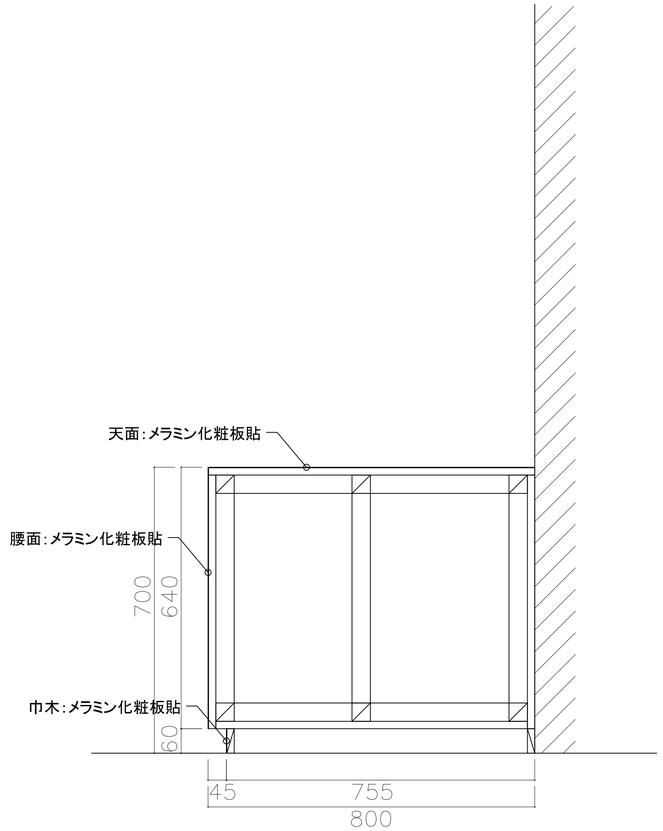

断面図

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	展示什器図　展示室A　体験展示台	縮　尺	1/7.5	図面番号
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	DF-03

バッタリ模型展示台(W2100xD1100xH700)　員数：1

DF
A-2

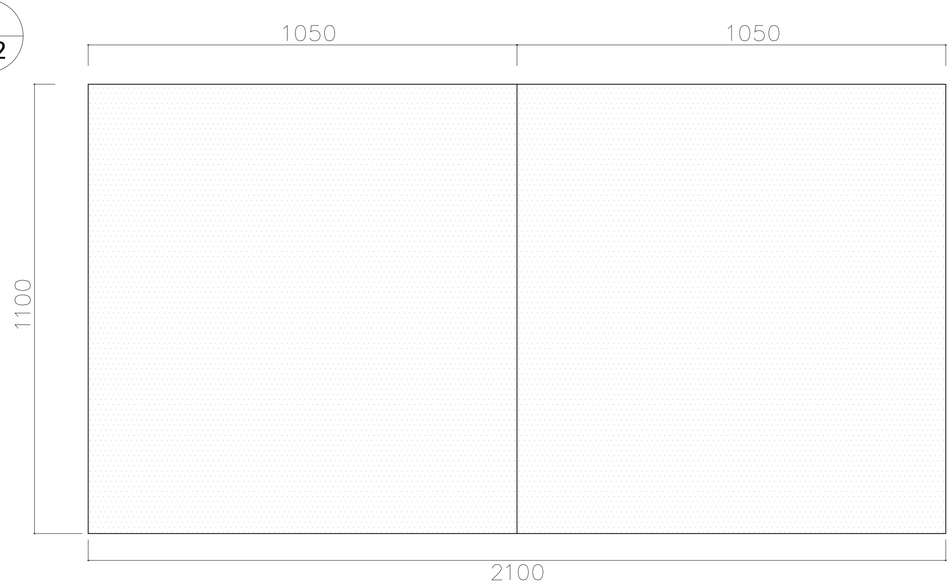

正面立面図

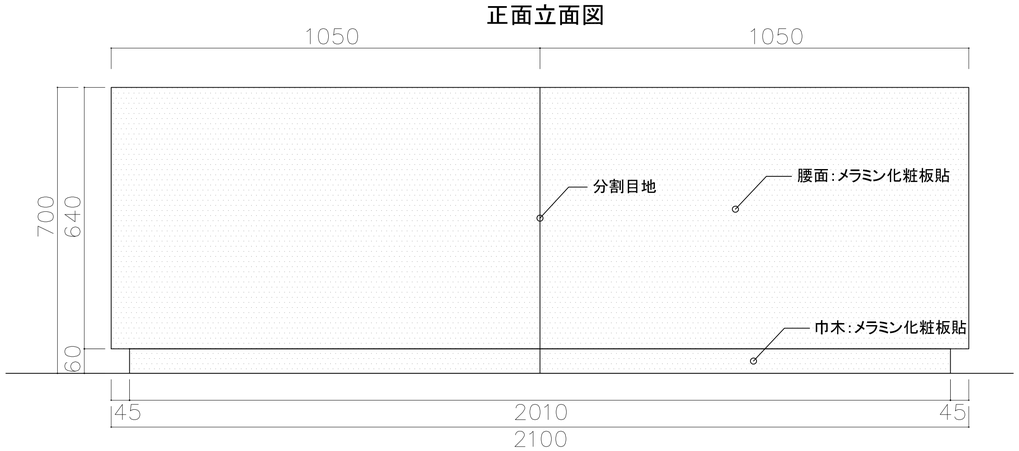

正面立面図

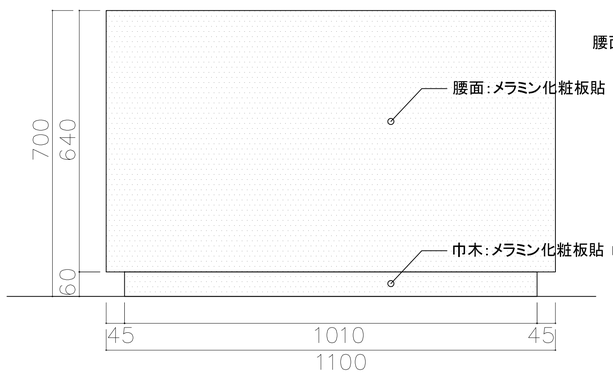

側面立面図

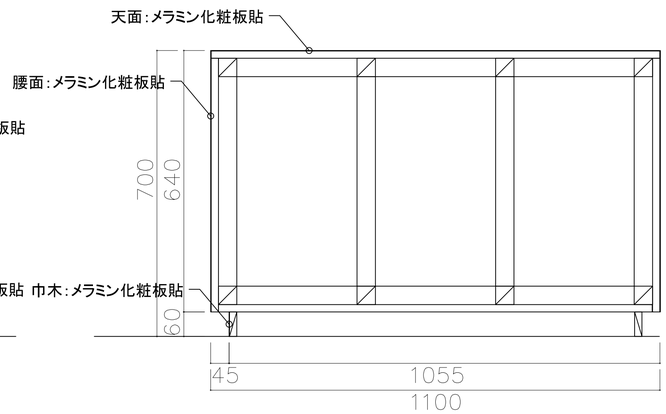

断面図

地形模型展示台(W1000xD1000xH450)　員数：1

DF
A-3

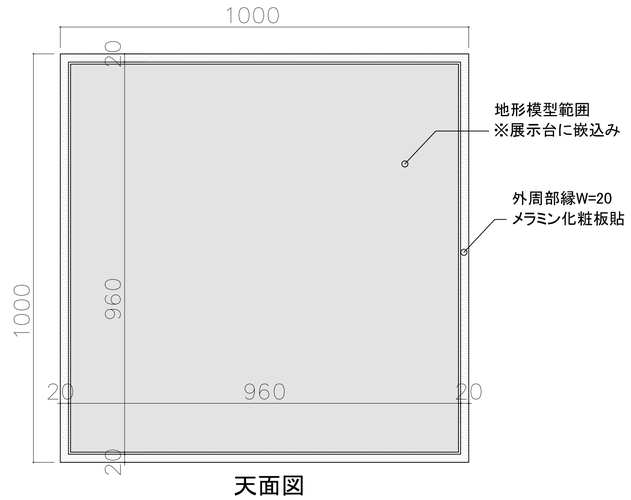

天面図

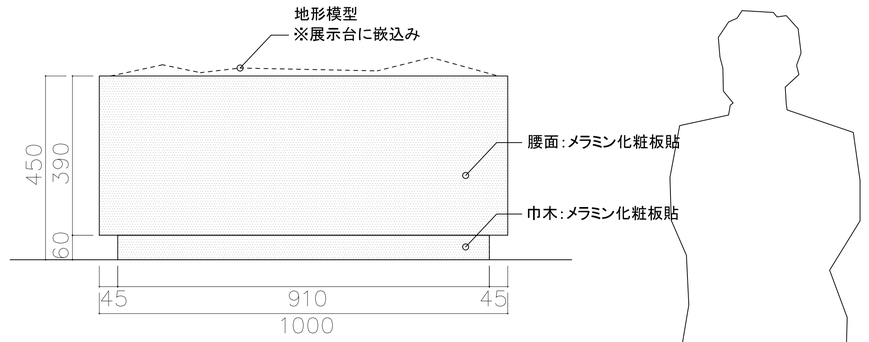

立面図

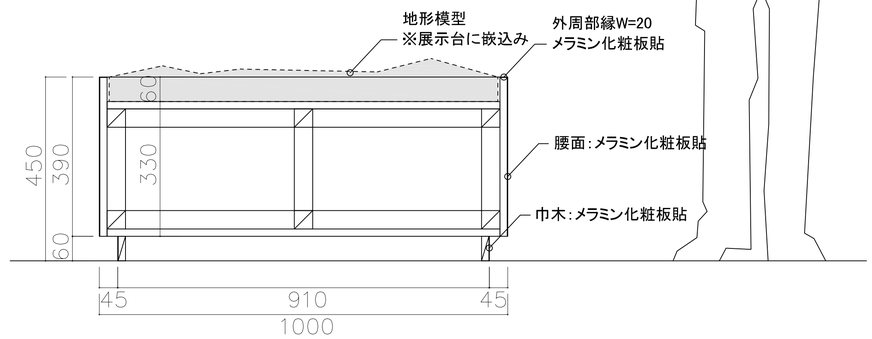

断面図

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	展示什器図　展示室A　バッタリ模型展示台	縮　尺	1/7.5	図面番号
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	DF-04

盾持人埴輪展示台(W750xD750xH550)　員数：1

DF
A-4

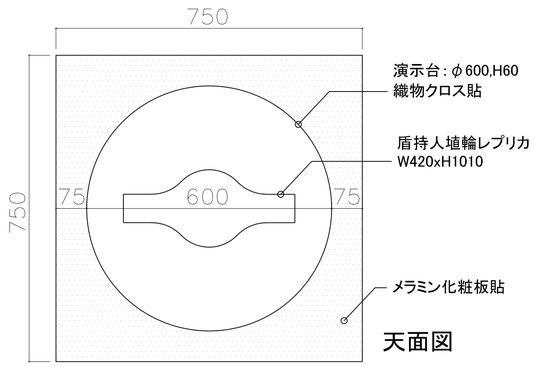

天面図

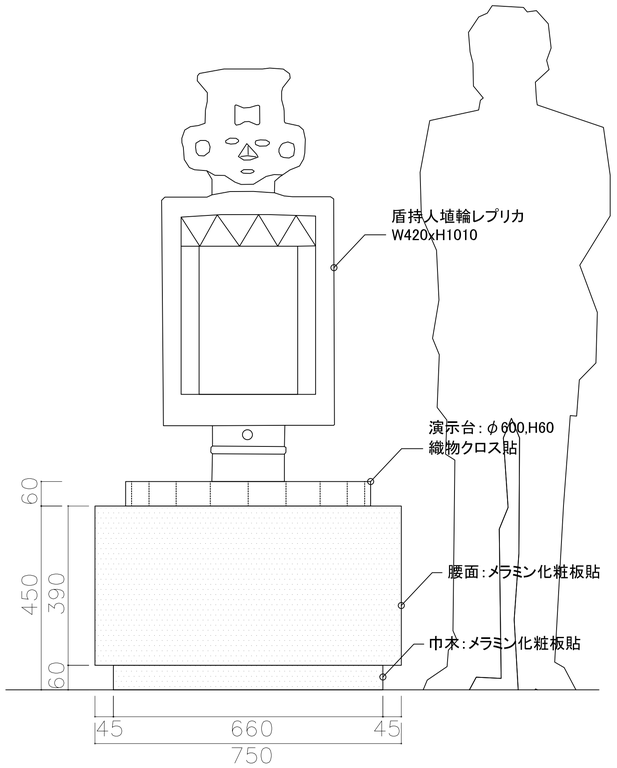

立面図

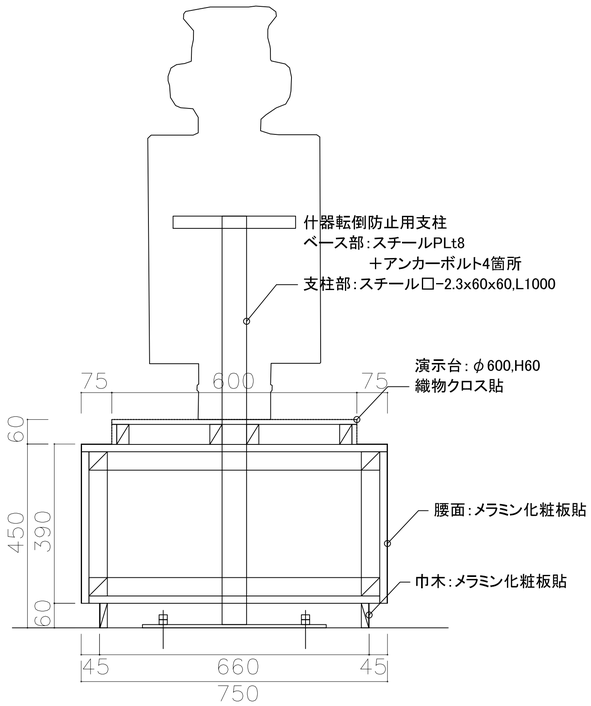

断面図

門真市所蔵品検索端末(W305xD160xH950)　員数：1

DF
A-5

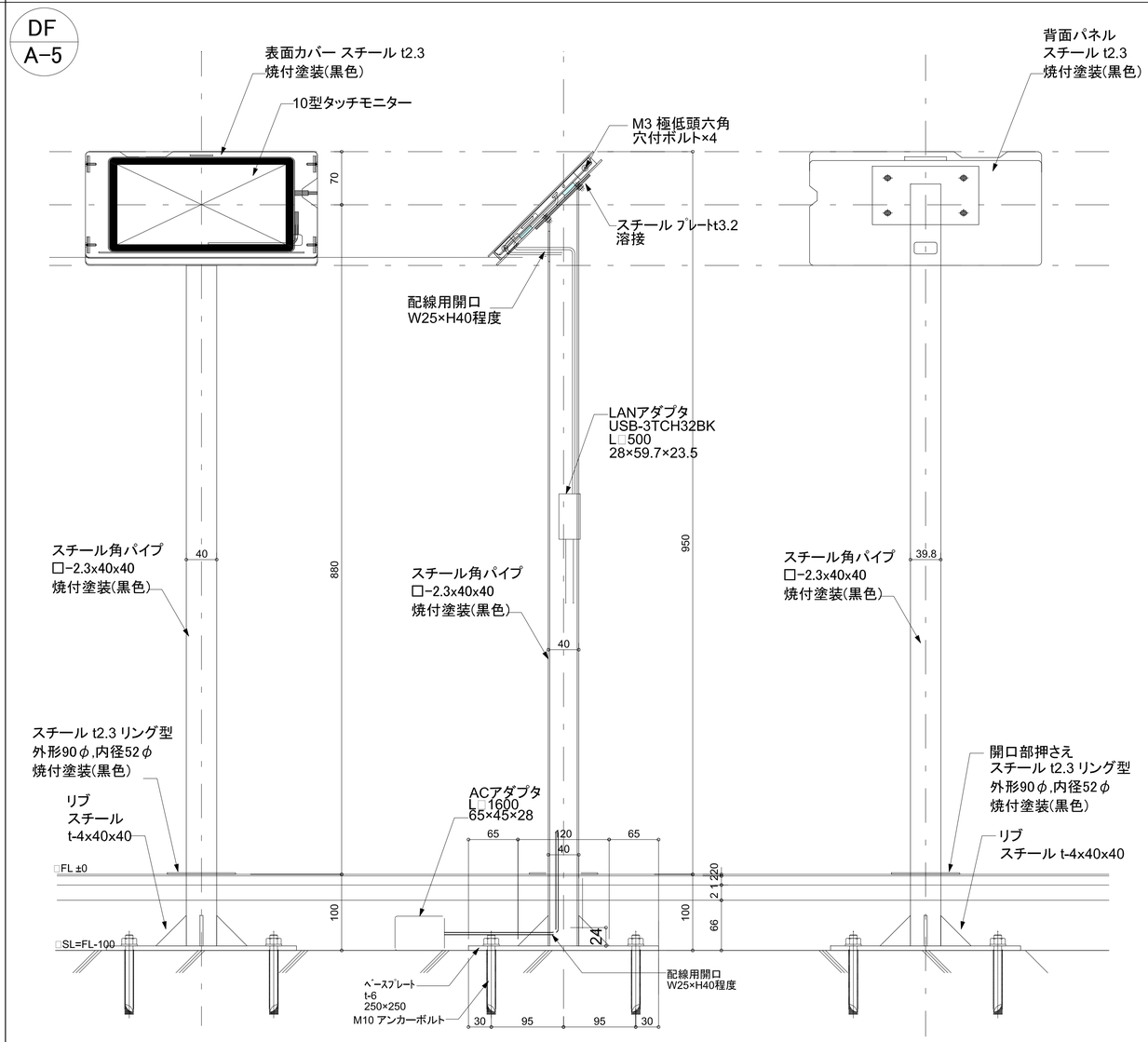

正面立面図S=1/15　　断面図S=1/15　　背面立面図S=1/15

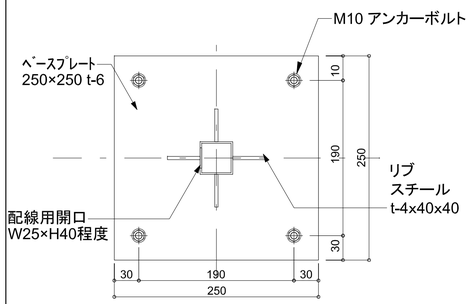

ベース部平面図S＝1/15

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図 面 名 称	展示什器図　展示室A　盾持人埴輪展示台，地形模型展示台	縮　尺	1/7.5	図面番号
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	DF-05

のぞきケース(W1500xD800xH1150)　　員数：7

DF
BC-1

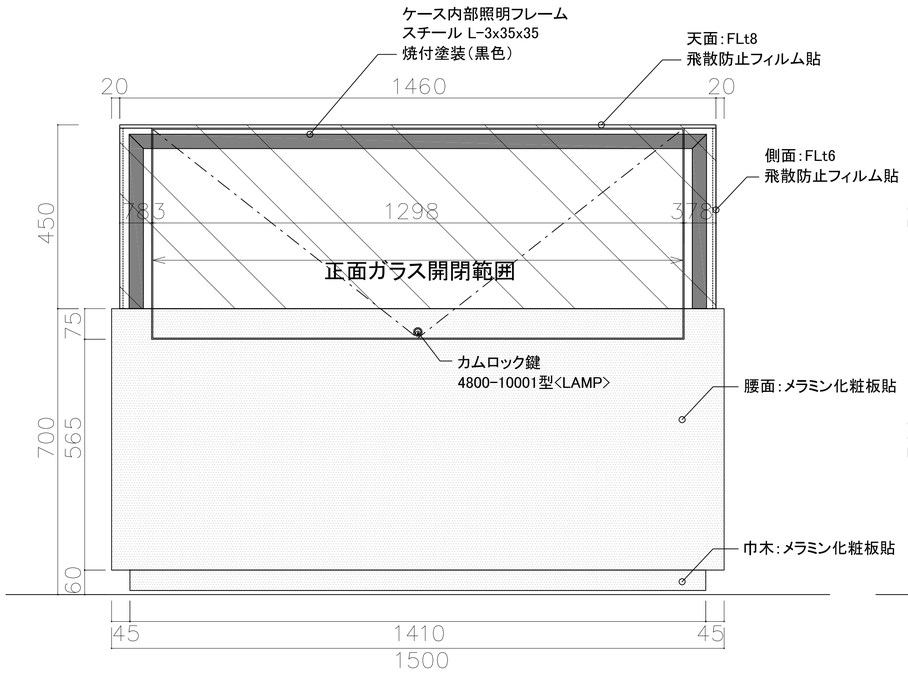

正面立面図

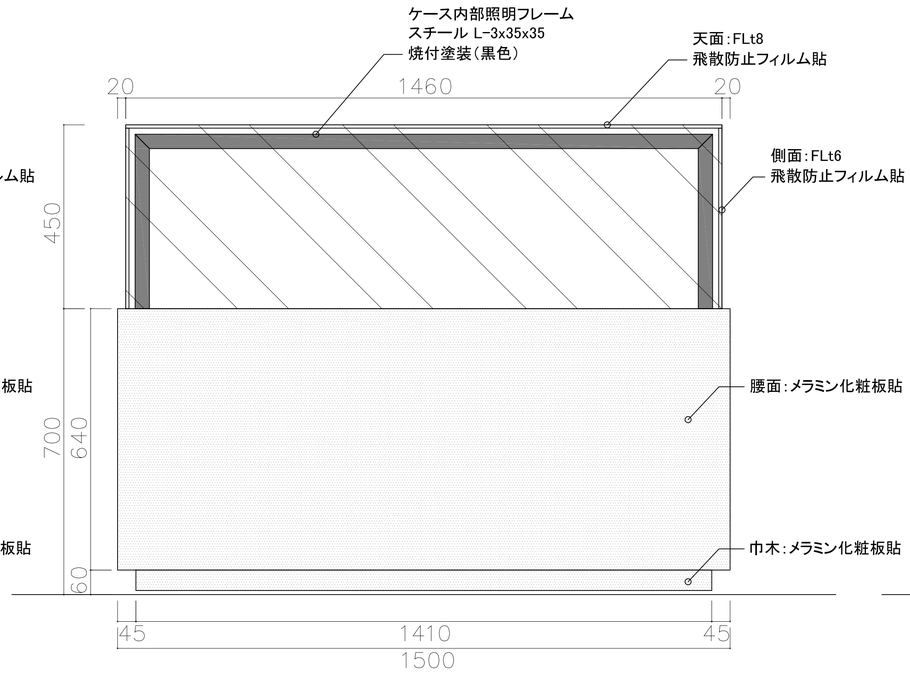

背面立面図

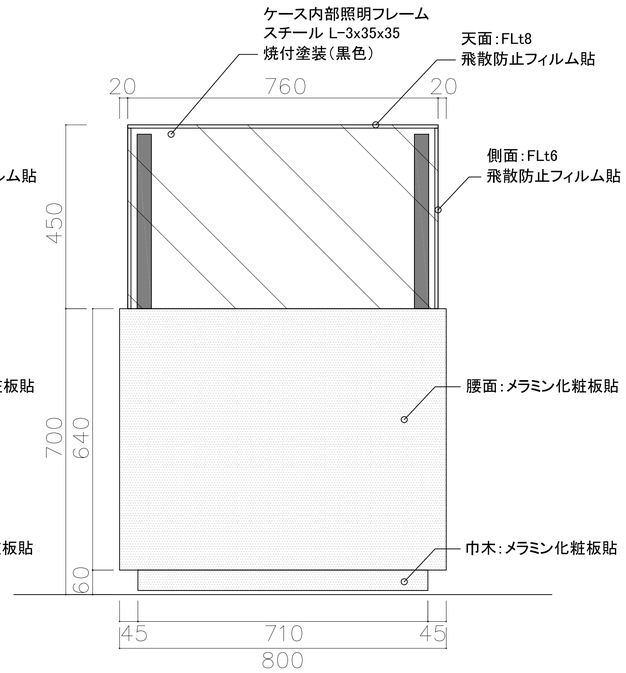

側面立面図

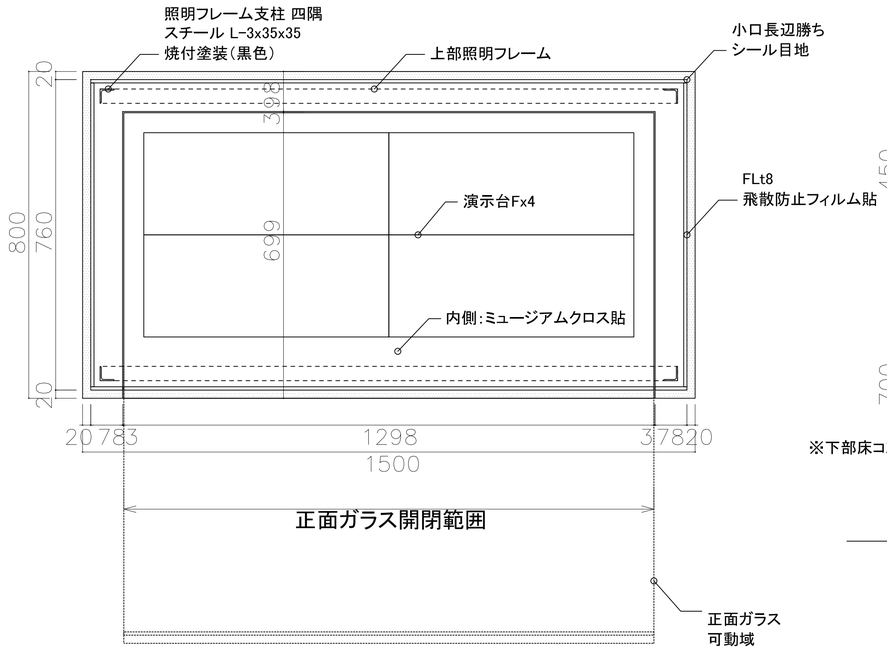

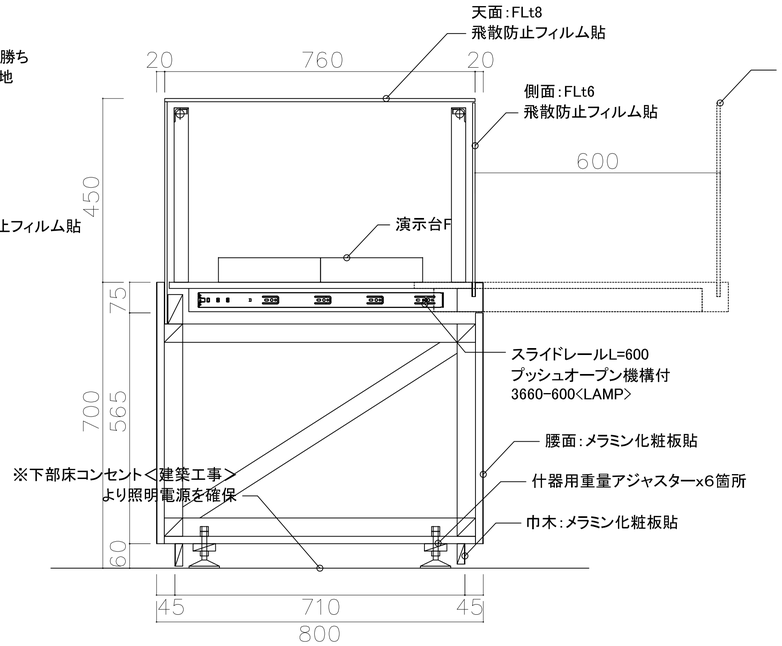

断面図

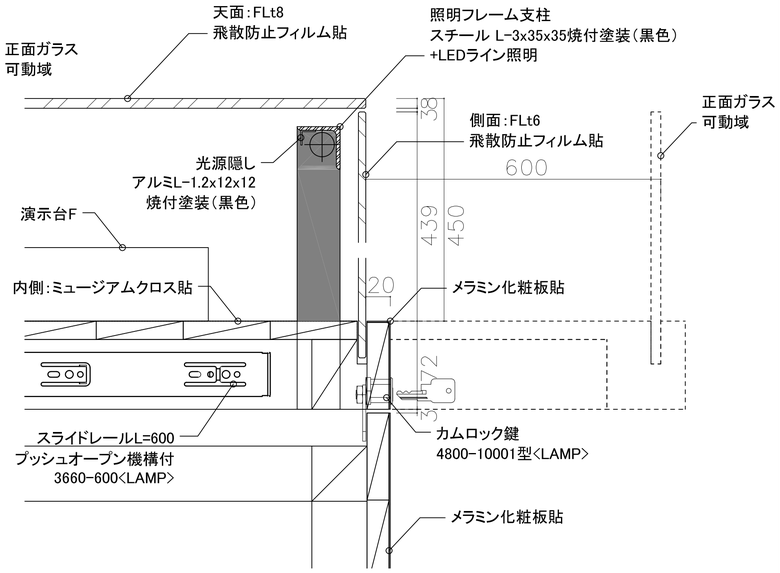

ケース端部詳細図1/5

備　考 サイズA1(A0印刷時は縮尺×50%)	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第103039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	展示造作図　展示室B,C　のぞきケース	縮　尺	1/7.5	図面番号
			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	DF-06

演示台A(W600xD600xH600)　員数：22

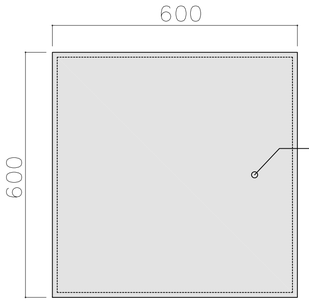

天面図

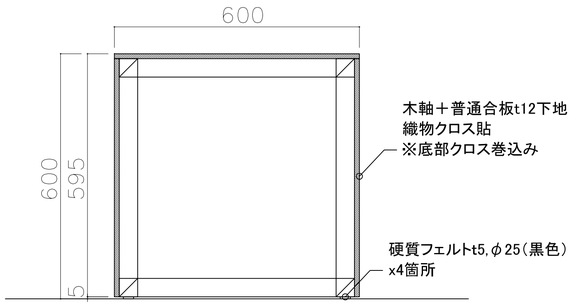

断面図

演示台B(W600xD600xH150)　員数：2

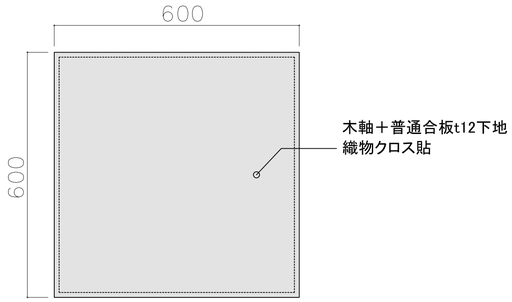

天面図

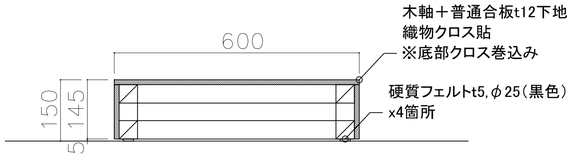

断面図

演示台C(W600xD600xH105)　員数：16

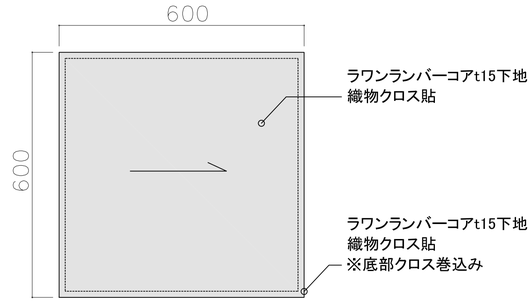

天面図

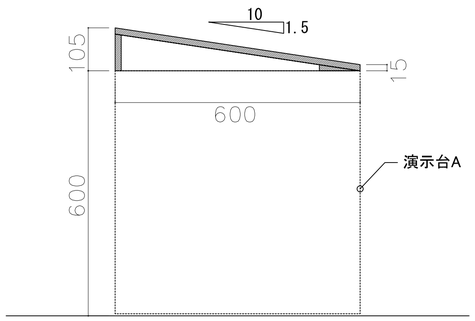

断面図

演示台D(W600xD250xH600)　員数：2

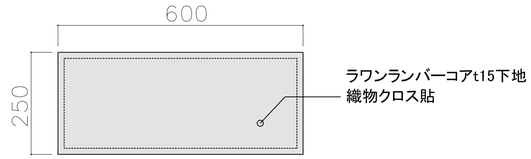

天面図

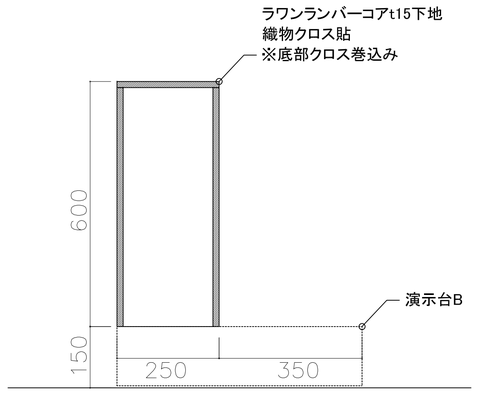

断面図

演示台E(W600xD250xH60) ※のぞきケース用　員数：8

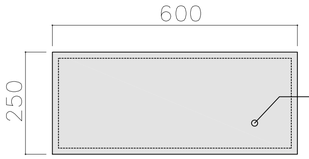

天面図

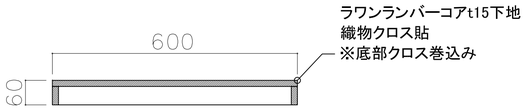

断面図

演示台F(W450xD450xH600)　員数：1

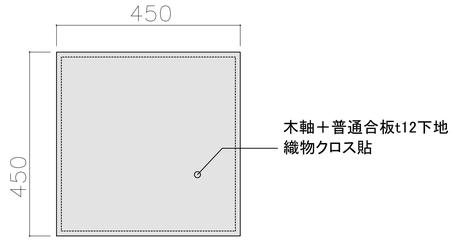

天面図

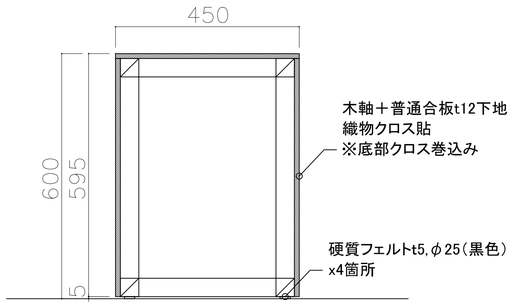

断面図

演示台G(W600xD300xH150)　員数：8

※既存品修復

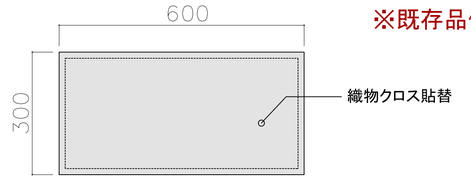

天面図

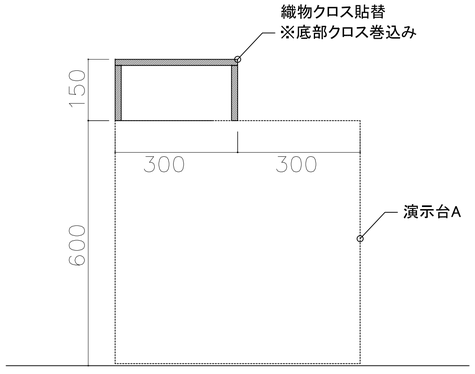

断面図

演示台H(W500xD500xH500)　員数：3

※既存品修復

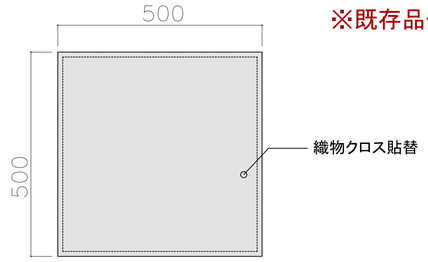

天面図

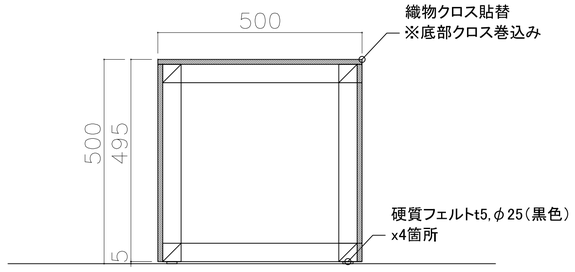

断面図

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	展示造作図　展示室B　展示ケース	縮　尺	1/7.5	図面番号
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)			委託業務名	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	DF-07

01		転び止め	6本

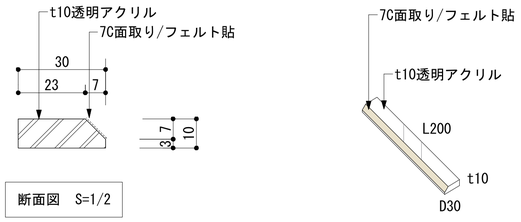

02		斜台	斜台：1台 けさん：4セット

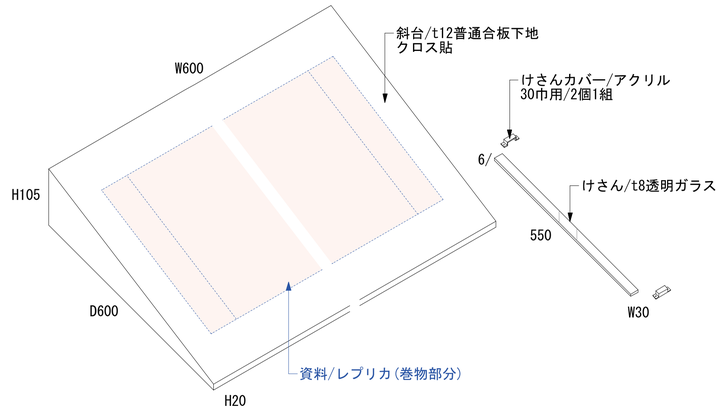

03		斜台	1台

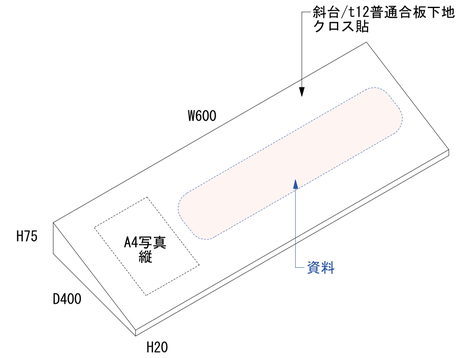

04		斜台	斜台：1台 けさん：4セット

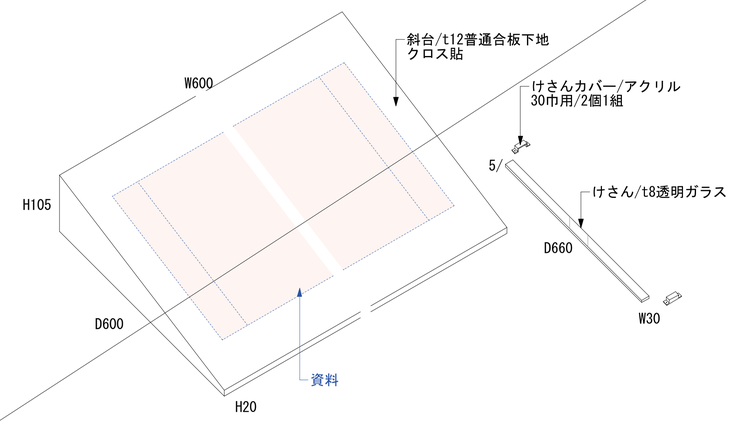

05		転び止め	200-2本， 100-2本

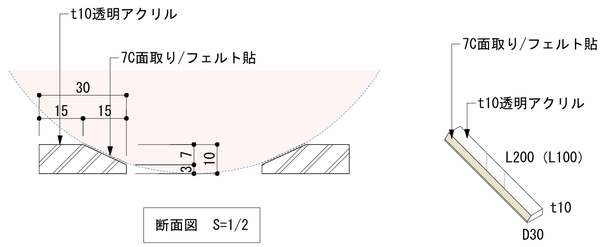

06		斜台	斜台：1台 けさん：2セット

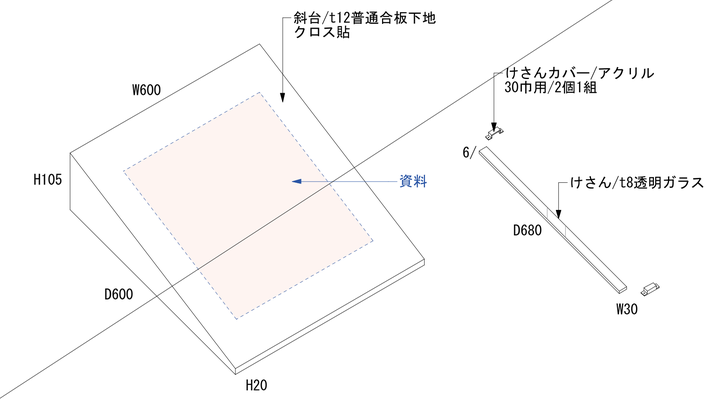

07		平台	6台

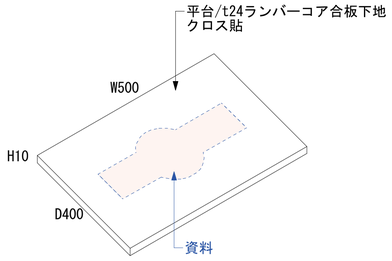

08		書籍・冊子用演示具	3台

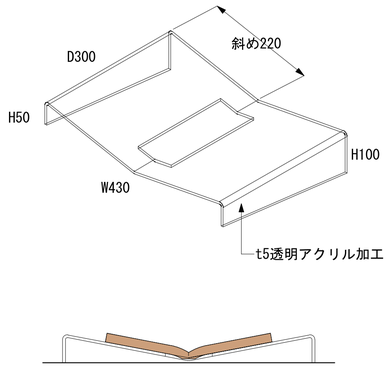

09		ネームプレート	50台

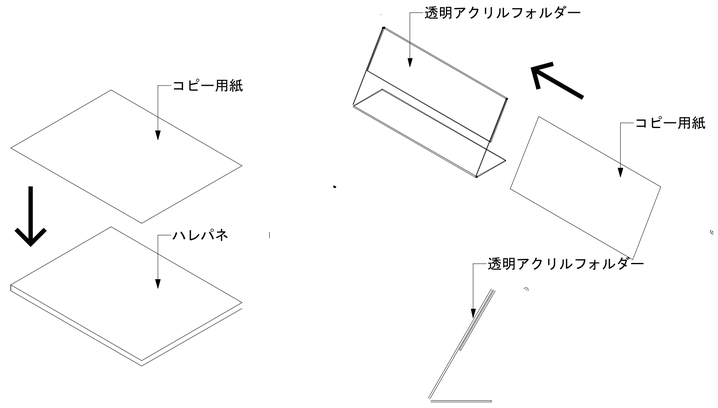

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	展示什器図　演示具	縮　尺	－	図面番号
			工事名称	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	DF-08

歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託

グラフィック図

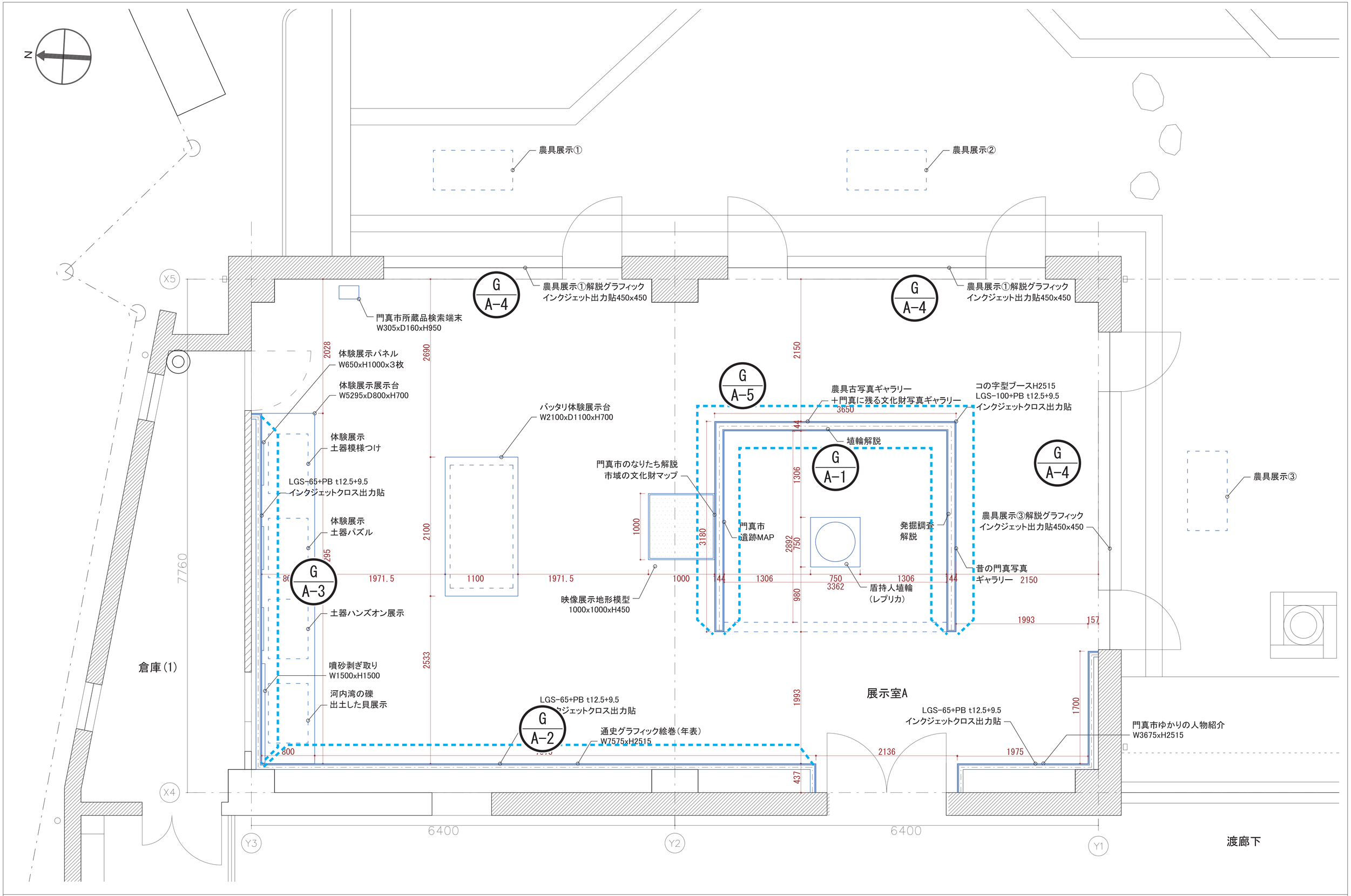

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	グラフィック配置図 展示室A	縮　尺	1/25	図面番号
サイズA1（A3印刷時は縮尺×50%）			工事名称	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	G-01

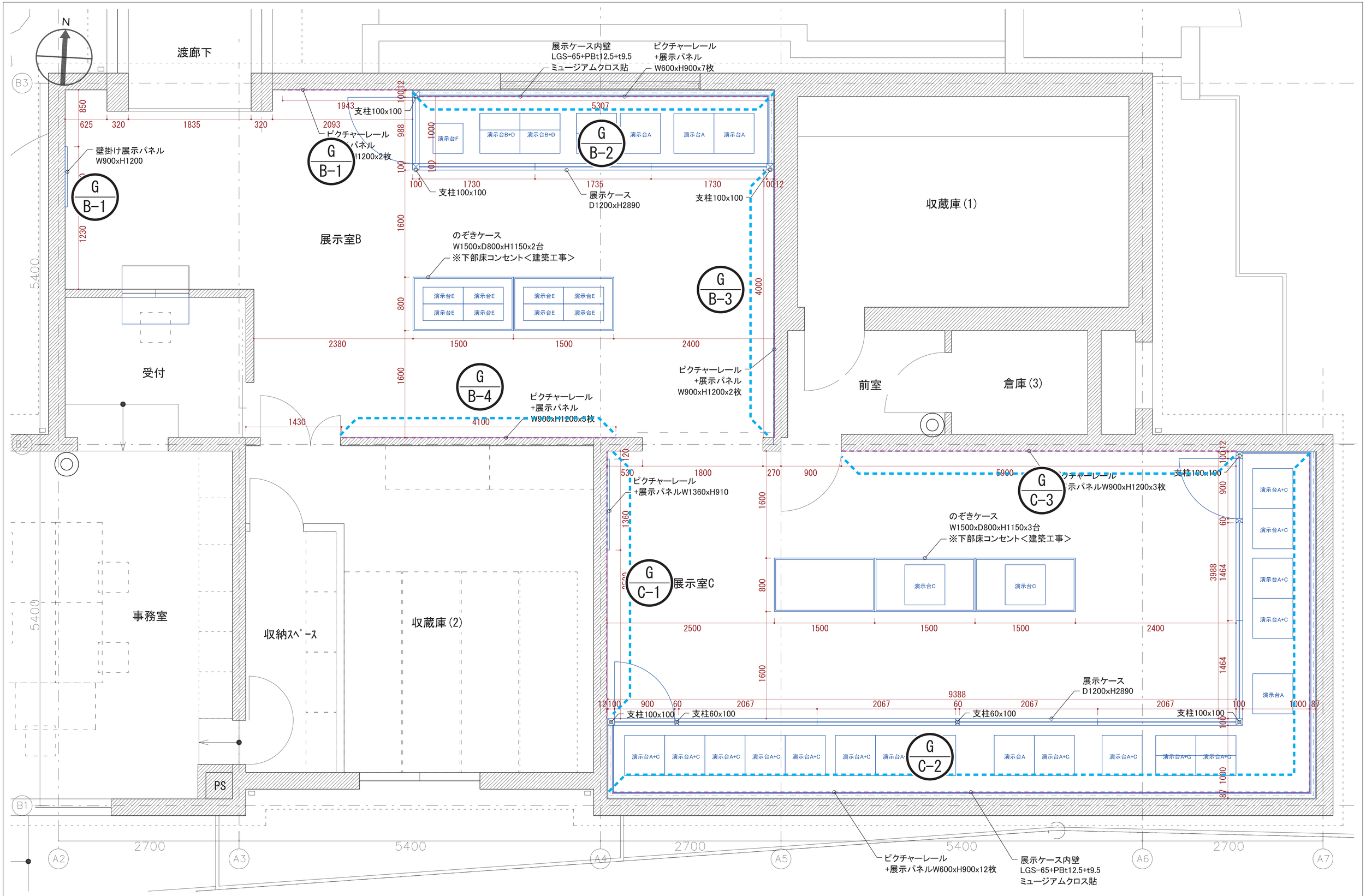

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	グラフィック配置図 展示室B，C	縮尺	1/25	図面番号
サイズA1（A3印刷時は縮尺×50%）			工事名称	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日付	R7.3	G-02

G A-1　展示室 A　コの字型ブース 内側： 発掘調査解説 / 埴輪解説 / 門真市遺跡 MAP

立面展開図

サイズ：　発掘調査解説　W2950×H2515
　　埴輪解説　W3450×H2515
　　門真市遺跡 MAP　W2950×H2515
仕　様：　インクジェット　クロス出力貼り

G A-2　展示室 A　通史グラフィック絵巻（年表）

サイズ：　W7575×H2515
仕　様：　インクジェット　クロス出力貼り

G A-3　展示室 A　体験展示解説

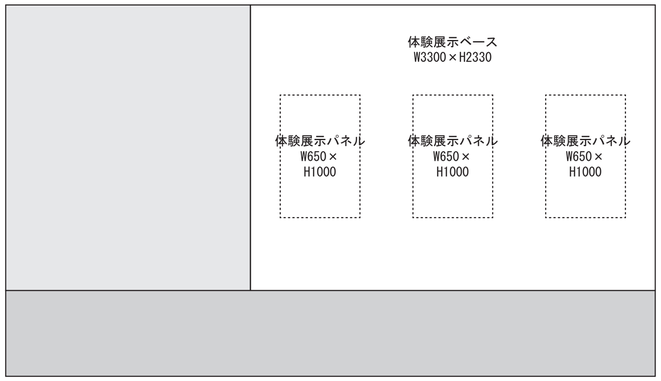

体験展示ベース
サイズ：　W3300×H2330
仕　様：　インクジェット　クロス出力貼り

体験展示パネル
サイズ：　W650×H1000
仕　様：　アルポリパネル 3mm ベース
　　インクジェット　シート出力貼り 巻き込み仕様

G A-4　展示室 A　農具展示解説①～③

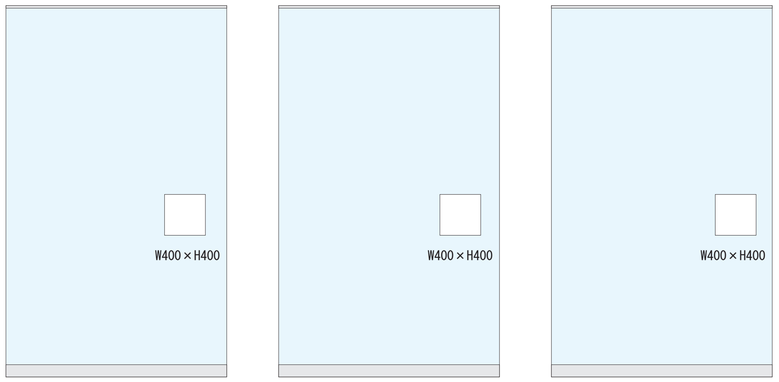

体験展示パネル
サイズ：　W400×H400　×３枚
仕　様：　インクジェット出力貼り

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	グラフィック仕様詳細　展示室A（1）	縮　尺		図面番号
サイズA1（A3印刷時は縮尺×50%）			工事名称	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	G-03

G
A-5

展示室 A　コの字型ブース 外側：昔の門真・農具・門真に残る文化財写真ギャラリー

サイズ：　昔の門真写真ギャラリー　W3050×H2515
　　農具古写真ギャラリー　W3650×H2515
　　門真に残る文化財写真ギャラリー　W3050×H2515
仕　様：　インクジェット　クロス出力貼り

備　考
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)

株式会社 浦辺設計
一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号
一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是

門真市 市民文化部 生涯学習課

図面名称	グラフィック仕様詳細 展示室A(2)	縮　尺		図面番号
工事名称	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	G-04

G B-1　展示室Ｂ　解説パネル（Ｄ展開壁・Ａ展開壁 ×2）

展示室Ｂ　Ｄ展開壁側
施設解説

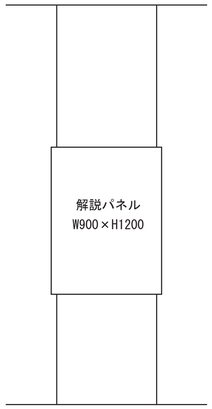

展示室Ｂ　Ａ展開壁側
常設展示解説

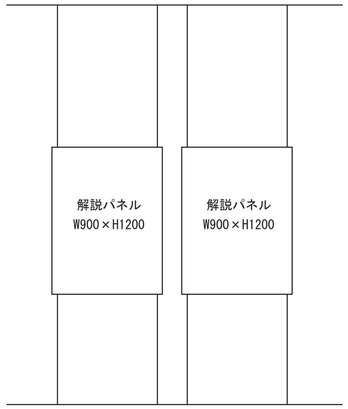

サイズ：　W900×H1200　×３枚
仕　様：　アルポリパネル 3mm ベース
　　インクジェット　シート出力貼り 巻き込み仕様
　　吊り下げ

G B-2　展示室Ｂ　展示ケース内　解説パネル

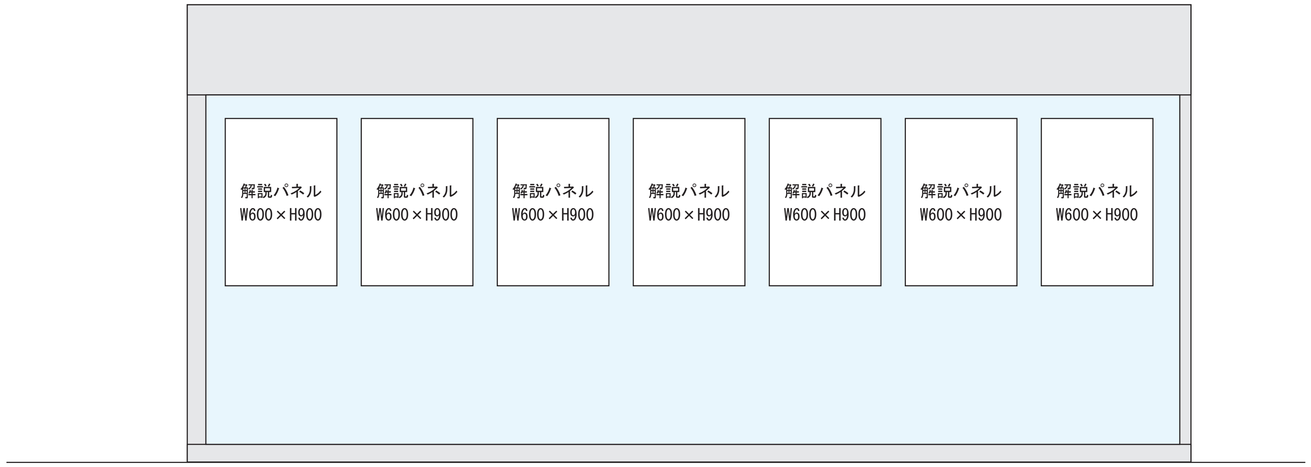

サイズ：　W600×H900　×7 枚
仕　様：　アルポリパネル 3mm ベース
　　インクジェット　シート出力貼り 巻き込み仕様
　　壁掛け

G B-3　展示室Ｂ　常設展示解説パネル ×2（Ｂ展開壁）

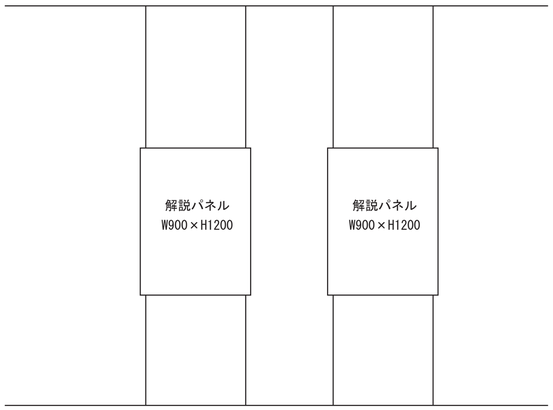

サイズ：　W900×H1200　×2 枚
仕　様：　アルポリパネル 3mm ベース
　　インクジェット　シート出力貼り 巻き込み仕様
　　吊り下げ

G B-4　展示室Ｂ　常設展示解説パネル ×3（Ｃ展開壁）

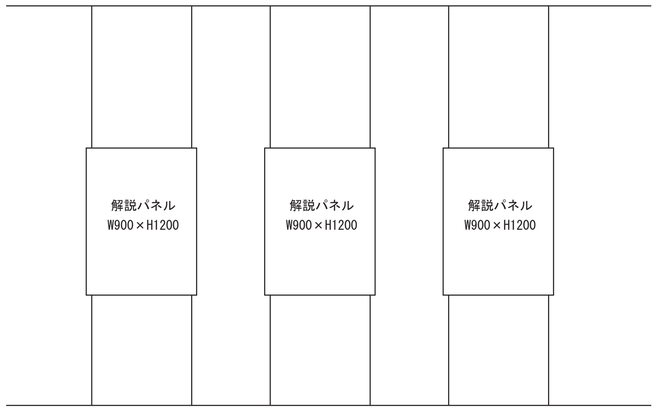

サイズ：　W900×H1200　×３枚
仕　様：　アルポリパネル 3mm ベース
　　インクジェット　シート出力貼り 巻き込み仕様
　　吊り下げ

備　考
サイズA1（A3印刷時は縮尺×50%）

株式会社 浦辺設計
一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号
一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是

門真市 市民文化部 生涯学習課

図面名称	グラフィック仕様詳細 展示室Ｂ	縮　尺		図面番号
工事名称	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	G-05

G / C-1　展示室C　D展開壁 ： 解説パネル1枚

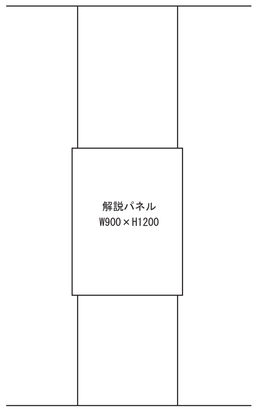

サイズ：　W900×H1200　×1枚
仕　様：　アルポリパネル3mmベース
　　インクジェット　シート出力貼り　巻き込み仕様
　　吊り下げ

G / C-2　展示室C　C・B展開壁 展示ケース内 ： 解説パネル12枚

サイズ：　W600×H900　×12枚
仕　様：　アルポリパネル3mmベース
　　インクジェット　シート出力貼り　巻き込み仕様
　　吊り下げ

G / C-3　展示室C　A展開壁： 解説パネル3枚

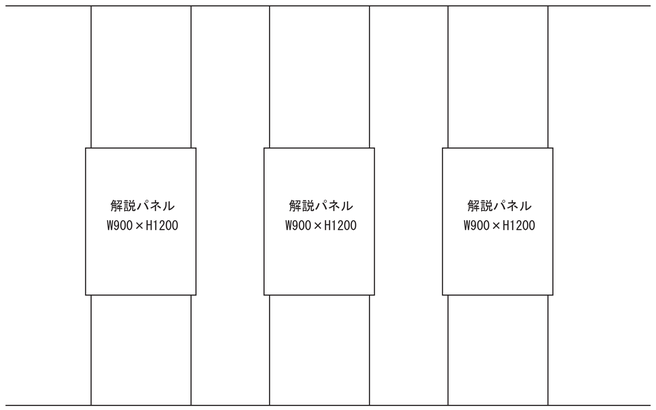

サイズ：　W900×H1200　×3枚
仕　様：　アルポリパネル3mmベース
　　インクジェット　シート出力貼り　巻き込み仕様
　　吊り下げ

備　考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	グラフィック仕様詳細　展示室C	縮　尺		図面番号
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)			工事名称	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	G-06

G
Z-1

展示室A・B・Cキャプション

サイズ： W120×H90 ×50枚
仕　様： 低発砲塩ビ板 5mmベース
インクジェットシート出力貼り ＋ マットラミネート

備　考
サイズA1(A3印刷時は縮尺×50%)

株式会社 浦辺設計
一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号
一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是

門真市 市民文化部 生涯学習課

図面名称	グラフィック仕様詳細 展示室A，B，C共通	縮　尺		図面番号
工事名称	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	G-07

歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託

映像・音響設備図

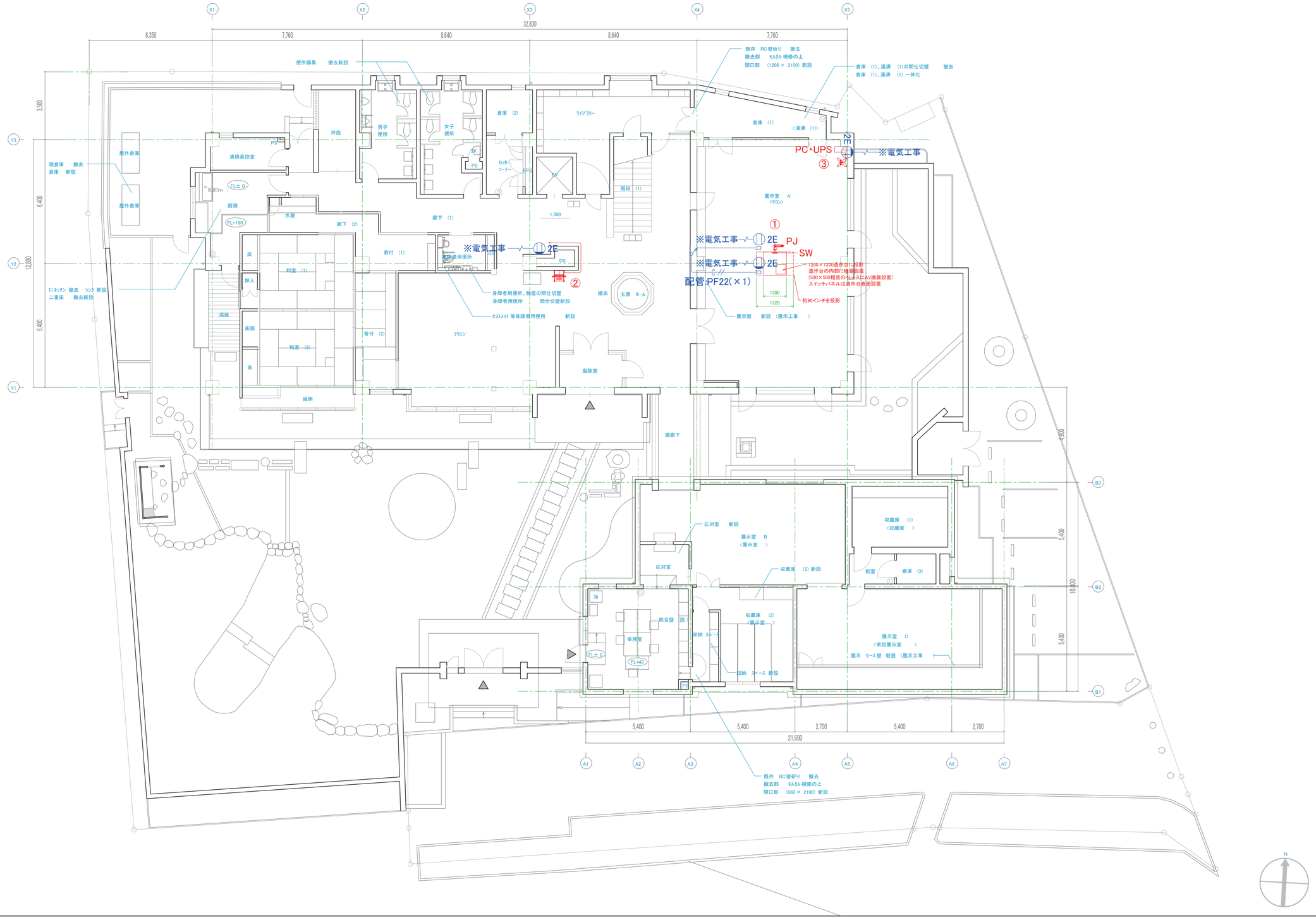

備　考	株式会社 清辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図面名称	映像音響設備配置図	縮　尺	1/100	図面番号
			工事名称	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日　付	R7.3	AV-01

① コーナー名称

●システム図

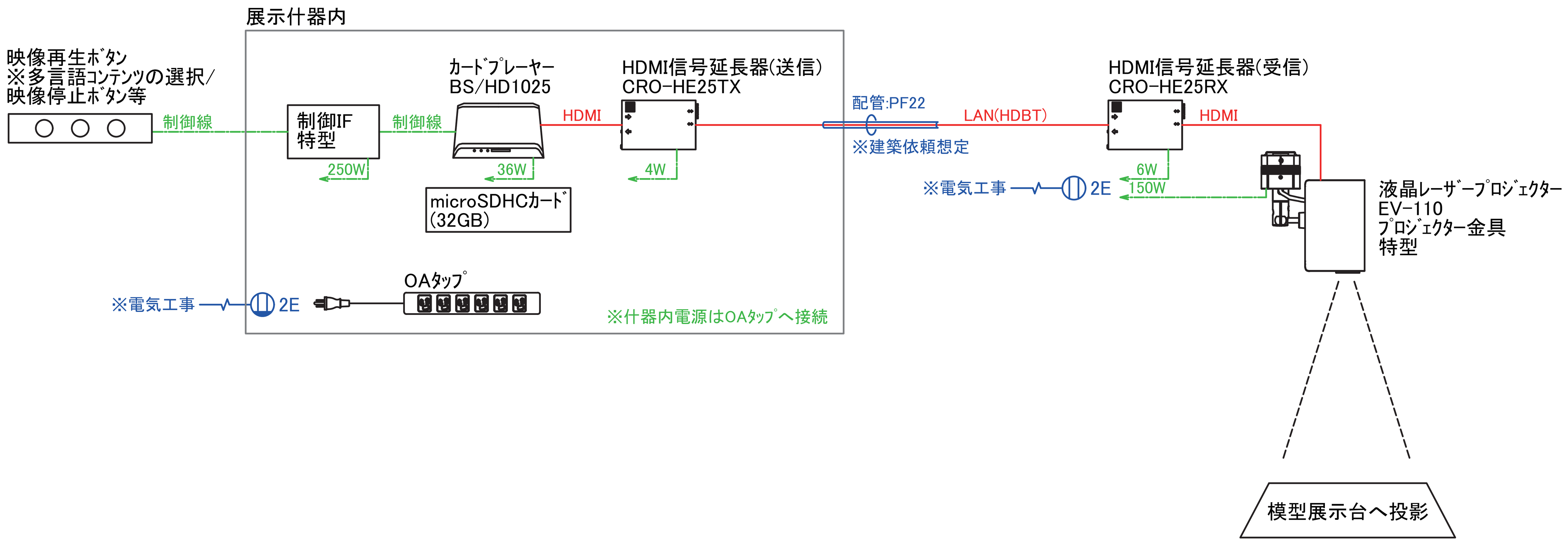

映像信号	（赤線）
制御/電源	（緑一点鎖線）
2E	アース付きコンセント(天井)
2E	アース付きコンセント(壁)
（記号）	配管

●機器姿図

液晶ﾚｰｻﾞｰﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ	EV-110
解像度	WXGA(1280×800)
明るさ	2,200lm
方式	3LCD方式
消費電力	150W

ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ金具	特型
※仕様検討中	

HDMI信号延長器(受信)	CRO-HE25RX
出力信号	HDMI Type A 19 ピンコネクタ 1 系統
CAT5e/6入力	HDBaseT信号 RJ-45 1 系統
映像遅延	最大10μs
消費電力	6W

映像再生ﾎﾞﾀﾝ	
※仕様検討中	
○ ○ ○	
※多言語ｺﾝﾃﾝﾂの選択/ 映像停止ﾎﾞﾀﾝ等	

制御IF	特型
※仕様検討中	
消費電力	250W

ｶｰﾄﾞﾌﾟﾚｰﾔｰ	BS/HD1025
ﾒﾃﾞｨｱ	microSDHCｶｰﾄﾞ(32GB)
映像出力	HDMI 1出力対応
音声出力	ｽﾃﾚｵﾐﾆﾌﾟﾗｸﾞ
消費電力	36W

HDMI信号延長器(送信)	CRO-HE25TX
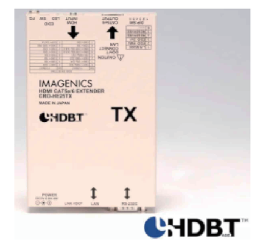	
入力信号	HDMI Type A 19 ピンコネクタ 1 系統
CAT5e/6出力	HDBaseT信号 RJ-45 1 系統
映像遅延	最大10μs
消費電力	4W

② 縦型サイネージ

●システム図

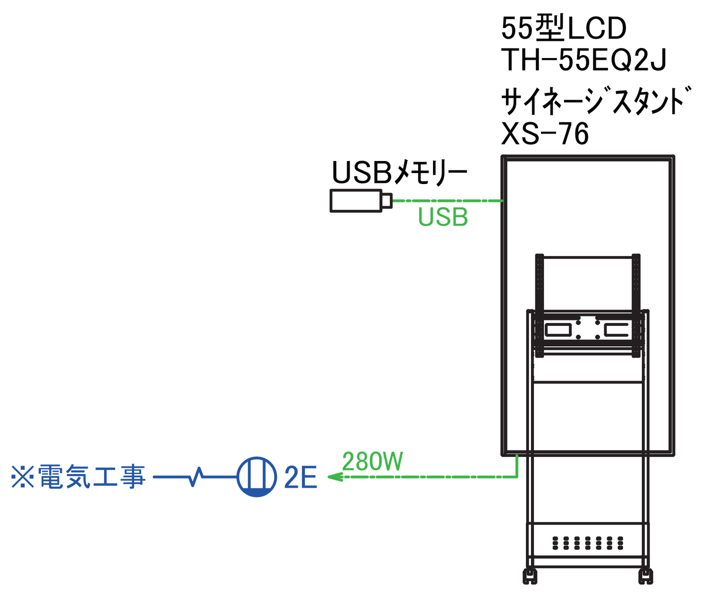

●機器姿図

55型LCD	TH-55EQ2J
解像度	3840×2160
輝度	500 cd/m2
視野角	178° /178° (CR>10)
消費電力	280W

ｻｲﾈｰｼﾞｽﾀﾝﾄﾞ	XS-76
総耐荷重	40kg
質量	約13.5kg

③ 検索システム

●システム図

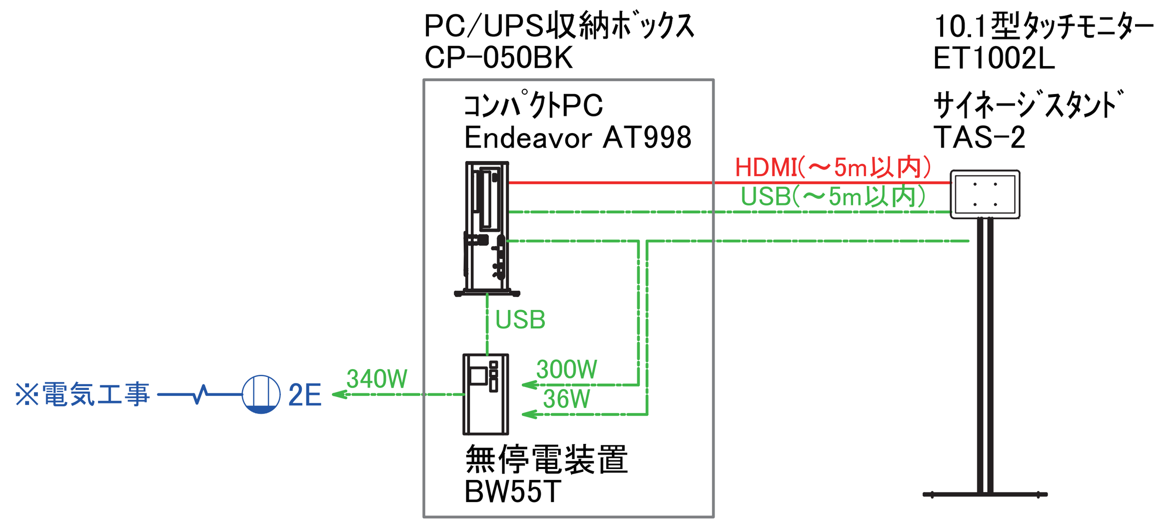

●機器姿図

10.1型ﾀｯﾁﾓﾆﾀｰ	ET1002L
解像度	1280×800
輝度	315cd/㎡
視野角	上下170°、左右170°
消費電力	36W

ｻｲﾈｰｼﾞｽﾀﾝﾄﾞ	TAS-2
総耐荷重	10kg
質量	12.5kg
目安インチ	～32インチ

ｺﾝﾊﾟｸﾄPC	Endeavor AT998
Windows 11 Pro 64bit	
CPU	Core™ i5-14500 プロセッサー
メモリ	8GB
SSD	256GB
消費電力	300W

無停電装置	BW55T
出力容量	□550VA/340W
出力波形	正弦波

PC/UPS収納ﾎﾞｯｸｽ	CP-050BK
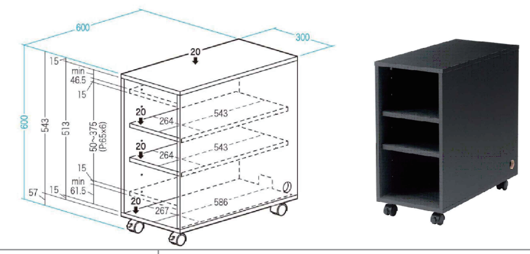	
カラー	ブラック
質量	14.2kg
サイズ	W300×D600×H600mm

備 考	株式会社 浦辺設計 一級建築士事務所登録 大阪府知事登録（タ）第1044号 一級建築士 大臣登録 第163039号 西村 清是	門真市 市民文化部 生涯学習課	図 面 名 称	システム系統図	縮 尺	-	図面番号
			工 事 名 称	歴史資料館移転に伴う展示改修業務委託	日 付	R7.3	AV-02